

第4期宮古市障がい者計画
第7期宮古市障がい者福祉計画
第3期宮古市障がい児福祉計画

令和6年3月
岩手県宮古市

目 次

第1章 宮古市障がい者計画

第1節 総 論

1 計画策定の背景	1
(1) 国の動向	
(2) 県の動向	
2 宮古市の状況	2
(1) これまでの取り組み	
(2) 障がい者の動向	
3 計画策定の趣旨	5
4 計画の性格と位置づけ	5
5 計画の期間	6
6 計画の基本理念	6
7 計画の目標	7
8 基本分野	7
9 計画の体系	8

第2節 基本分野

理解促進・社会参加の促進	9
(1) 障がい理解の促進	
(2) 相談支援体制の充実	
(3) 発達が気になる子どもとその家族への支援	
(4) 社会参加の促進	
(5) とともに学ぶ教育環境の整備	
(6) リハビリテーションの充実	
(7) こころの健康維持	
(8) 障がいを理由とする差別の解消の推進	
日常生活支援	15
(9) 在宅サービス等の充実	
(10) 施設入所支援の充実	
(11) ニーズに応じた福祉サービスの提供	
(12) 福祉サービスの質の向上	
(13) ボランティア人材の確保・育成	
(14) 安心して生活できる住まいの確保	
(15) 障がい児者に配慮したまちづくり	
(16) 情報提供の充実等	
(17) コミュニケーション支援の充実	
(18) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	
(19) 権利擁護体制の構築	
(20) 障がい児者の虐待防止	
(21) 防災対策の推進	

雇用・経済的自立の支援	22
(22) 就労の場の充実	
(23) 経済的自立の支援	

第2章 障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画

1 福祉サービスの体系	24
2 第6期計画の実績	29
(1) 障害福祉サービス、相談支援、障がい児福祉サービス	
(2) 地域生活支援事業の実績	
3 目標値の設定（成果目標）	34
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	
(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組	
(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	
4 サービス見込量及び見込量確保のための方策等（活動指標）	40
(1) 活動指標	
(2) 活動指標の算定方法	
(3) 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策	
(4) 発達障がい者等に対する支援の方策	
(5) 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	
(6) 障害児通所支援サービス等の見込量と確保のための方策	
5 計画の評価と見直し（PDCAサイクル）	53
(1) 評価と見直しの必要性	
(2) 計画におけるPDCAサイクル	

資料編

「障害」にかかる「がい」の字に対する取扱いについて

この計画においては、本文中で「障害」と「障がい」の2種類の表記を使用しています。

法律や制度に基づく固有名詞及び引用文は「障害」と表記し、それ以外は「障がい」と表記しています。

はじめに



「宮古創生」。

宮古市では、持続可能なまちの実現に向け、「宮古市総合計画（2020-2029）」に取り入れ、すべての人の個性が生かされ、ともに地域で暮らし、ともに支え合うまちづくりを目指し、皆様と共に歩みを進めています。

当市の障がい者施策については、平成18年を始期とする「第1期宮古市障がい者福祉計画」の策定以来、数期にわたる計画において、「ノーマライゼーションの実現」を掲げ、各種施策を進めてまいりました。

これらを踏まえ、今回、障害者福祉法の理念でもある“すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現”に向け、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第4期宮古市障がい者計画」「第7期宮古市障がい者福祉計画」「第3期宮古市障がい児福祉計画」を策定しました。

当市が示す「誰一人取り残さない」という姿勢のもと、誰しものが社会を構成する一員として共に生き、存在価値を認め合い、そして、個性が発揮できる「多様な個が輝くまちづくり」に向け、引き続き、障がい者や障がい児に関する施策の充実に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

令和6年3月

宮古市長 山本 正徳

第1章 宮古市障がい者計画

第1節 総論

1 計画策定の背景

市では、令和2年3月に令和11年度を目標年度とし、都市の将来像を『「森・川・海」とひとが調和し共生する安らぎのまち』とする宮古市基本構想を策定しました。

その中において、自然と共に生きるまちづくり、健やかで心豊かな人を育むまちづくり、多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくりを基本的な方向として掲げ、その達成に向けた7つの基本施策により、取り組みを進めています。

保健福祉分野においては、令和2年3月に令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした社会福祉法第107条の規定に基づく第3期宮古市地域福祉計画を策定し、基本理念には、つなぎ合う心を大切にし、ふれあいのある地域で、認め合い、支え合い、いきいきと暮らせる社会の実現を目指し、「すべての人がともに支え合う地域社会づくり」を掲げています。

(1) 国の動向

◆ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念

国は、平成7年に「障害者プラン」を策定し、“ノーマライゼーション^{*1}”と“リハビリテーション^{*2}”の理念のもとに障がい者施策を展開し、国が目指す社会を障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」とすることを掲げました。

第5次障害者基本計画（令和5年度から令和9年度までの計画）において、共生社会の実現に向け、障害者が、みずからの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための障害者施策の基本的な方向を定めています。

◆障害者基本法の基本理念

「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との障害者基本法第1条の理念にのっとり、障がい者施策は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

加えて、障がいを理由とした差別や権利利益の侵害の禁止、社会的障壁の除去のための合理的配慮^{*3}の実施が掲げられています。

*1 ノーマライゼーション：障がいのある人もない人もお互いに人間として尊重し合いながら、ともに暮らせる社会を目指すことが本来のあるべき姿であるという考え方。

*2 リハビリテーション：障がいのある人が人間としての尊厳を保ち、持てる能力は発揮し、その人らしく生活できるよう援助すること。

*3 合理的配慮：障がいのある人から何等かの配慮を求める意思の表明があった場合に負担になりすぎない範囲で必要な配慮を実施すること。

(2) 県の動向

県では、国における施策を受けて、障がい者の各ライフステージにおける医療・保健・福祉のニーズに的確に対応した総合的な障がい者施策の推進を図るため、障がいのある人もない人も、それぞれの力を生かし、共に助け合いながら、いきいきと暮らしていきける「共に生きるいわて」の実現に向け、「岩手県障がい者プラン」（平成30年度から令和5年度までの計画）を策定しています。

また、障がいについての理解の促進や、障がいのある人に対する不利益な取り扱いの解消を理念とする「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」や、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての人が安全で円滑に利用できる生活環境や社会環境を整備していくための取組指針となる「ひとにやさしいまちづくり条例」を定めるなどして、障がい者福祉を取り巻く社会情勢の変化や岩手県の実情を踏まえた取組みを行っています。

2 宮古市の状況

(1) これまでの取組み

市は、平成17年に市町村合併し、障害者基本法に基づく中長期的な障がい者施策や平成18年4月からの障害者自立支援法の施行に対応するために、中長期の実施計画と短期の数値目標等を併せ持ち、ノーマライゼーションの実現を基本理念とした「宮古市障がい者福祉計画（第1期）」を平成18年度に策定しました。

平成20年度には宮古市の障がい者福祉を取り巻く状況やサービスの提供状況、地域生活移行の状況等を踏まえた中間見直しを行い、第2期の「宮古市障がい者福祉計画」を、平成23年度には東日本大震災で被災した障がい者の暮らしを守るための施策を加えた第3期の「宮古市障がい者福祉計画」を策定し、国や県の施策と連動しながら、引き続きノーマライゼーションの実現に向けた取組みを行ってきました。

宮古市障がい者福祉計画における基本計画は、平成18年度から平成26年度までの9年を第1期、平成27年度から令和2年度までの6年を第2期、令和3年度から令和5年度までの3年を第3期の基本計画を策定しています。

また、令和3年1月に公布された宮古市子ども条例においても、すべての子どもの人権や多様性を尊重するとともに、障がい等で支援が必要な子どもの成長と社会参加の促進について掲げています。

(2) 障がい者の動向

① 身体障がい者の状況

令和5年4月1日現在の身体障害者手帳所持者は2,029人、令和2年度と比較すると274人の減少、市の人口比（令和5年4月1日現在47,493人）は4.3%であり、障がい児・障がい者ともに所持者数は減少しています。

障がい種別においても全種別において障がい者数は減少しています。

◆身体障害者手帳交付者数推移（等級別）

（4月1日現在、単位：人、％）

	R元	R2	R3	R4	R5
1級	906	908	853	840	811
2級	327	319	300	286	275
3級	318	318	287	287	277
4級	473	475	429	425	435
5級	128	129	120	112	107
6級	151	154	136	129	124
計	2,303	2,303	2,125	2,079	2,029
人口数	52,379	51,150	49,961	48,761	47,493
人口比率	4.39	4.50	4.25	4.26	4.27

◆身体障がい者障がい別手帳所持者数

（4月1日現在、単位：人）

		R元	R2	R3	R4	R5
視覚障害	18歳未満	1	1	1	1	1
	18歳以上	155	158	152	150	148
	計	156	159	153	151	149
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	1	1	2	2	1
	18歳以上	177	180	155	143	141
	計	178	181	157	145	142
音声言語・そしやく機能	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳以上	27	24	23	24	20
	計	27	24	23	24	20
肢体不自由	18歳未満	26	27	23	21	19
	18歳以上	1,111	1,095	1,001	973	939
	計	1,137	1,122	1,024	994	958
内部障害	18歳未満	6	7	7	6	7
	18歳以上	799	810	761	759	753
	計	805	817	768	765	760
計	18歳未満	34	36	33	30	28
	18歳以上	2,269	2,267	2,092	2,049	2,001
	計	2,303	2,303	2,125	2,079	2,029

② 知的障がい者の状況

令和5年4月1日現在の療育手帳（知的障がい者のための手帳）所持者は585人、平成2年度と比較すると4人の減、人口比率は1.2%となっており増加傾向にあります。

◆療育手帳所持者数推移

(4月1日現在、単位：人、%)

		R元	R2	R3	R4	R5
A判定	18歳未満	17	18	24	25	27
	18歳以上	191	194	197	189	179
	計	208	212	221	214	206
B判定	18歳未満	45	54	58	65	58
	18歳以上	320	323	325	324	321
	計	365	377	383	389	379
計	18歳未満	63	72	82	90	85
	18歳以上	510	517	522	513	500
	計	573	589	604	603	585
人口数		52,379	51,150	49,961	48,761	47,493
人口比率		1.09	1.15	1.21	1.24	1.23

③ 精神障がい者の状況

令和5年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は634人、令和2年度と比較すると22人の増、人口比は1.3%となっており、増加傾向にあります。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者推移

(4月1日現在、単位：人、%)

	R元	R2	R3	R4	R5
1級	186	183	176	181	183
2級	289	320	321	337	348
3級	91	109	98	101	103
計	566	612	595	619	634
人口数	52,379	51,150	49,961	48,761	47,493
人口比率	1.08	1.19	1.19	1.27	1.33

④ 障がい児の状況

令和5年4月1日現在の身体障害者手帳及び療育手帳を所持している障がい児は113人、令和2年度と比較すると15人の増、人口比率は2.03%となっており、増加傾向にあります。

(4月1日現在、単位：人、%)

	R元	R2	R3	R4	R5
身体障がい	34	26	33	30	28
知的障がい	63	72	82	90	85
計	97	98	115	120	113
人口数	6,736	6,421	6,117	5,835	5,558
人口比率	1.44	1.52	1.88	2.06	2.03

※人口数は、住民基本台帳人口のうち、0歳～17歳までの人数。

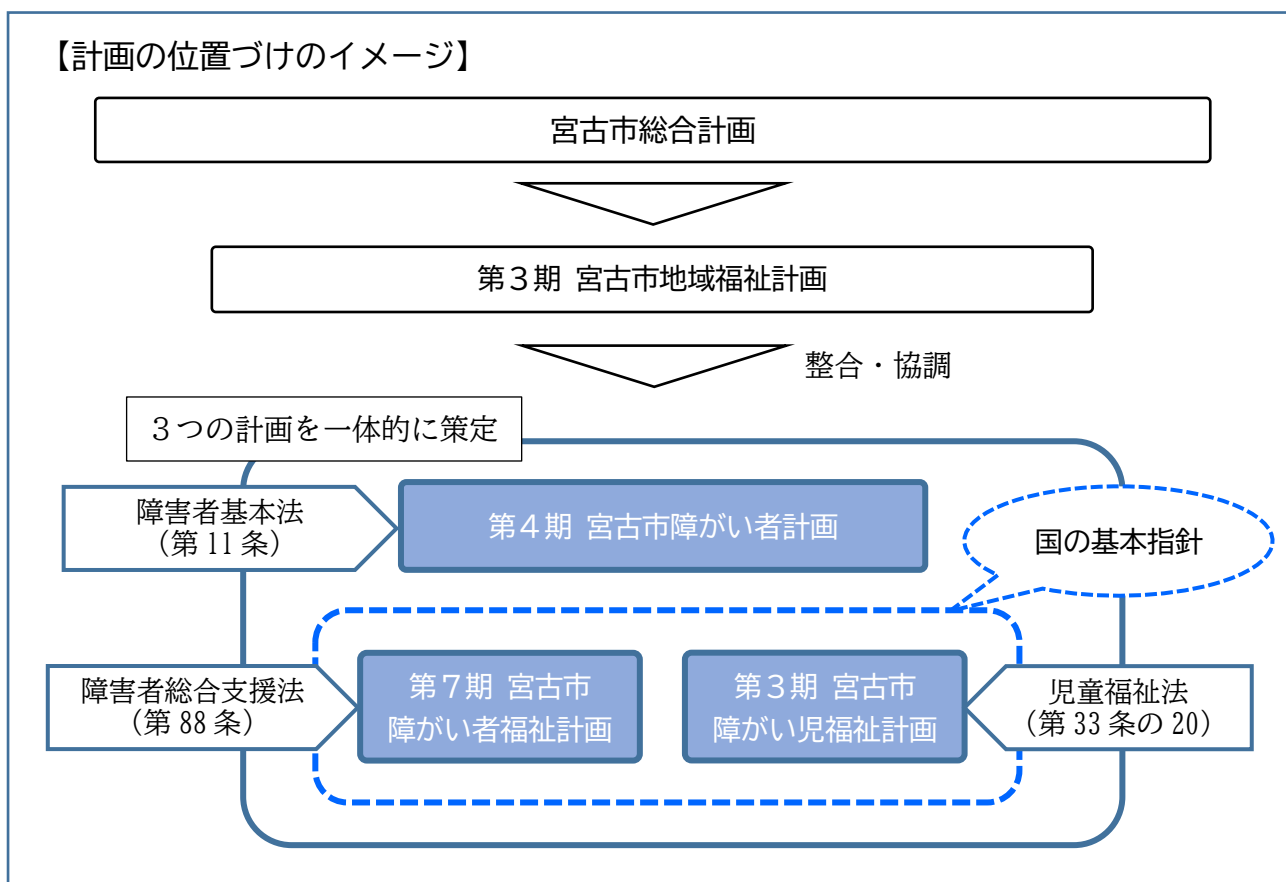
3 計画策定の趣旨

「宮古市障がい者福祉計画（基本計画）」及び「第6期宮古市障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画（実施計画）」が令和5年度で終了することから、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年こども家庭庁厚生労働省告示第1号）」を考慮しつつ、新たな障がい者計画及び障がい者福祉計画・障がい児福祉計画を策定し、「共生社会の実現」を目指し、障がい者のための施策に関する基本的な事項や障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業、障害児通所支援サービスの必要量を見込むとともに、その提供体制の確保や計画推進のための取り組みを定めます。

4 計画の性格と位置づけ

令和3年3月に策定した「宮古市障がい者福祉計画（基本計画）」は、障害者基本法第11条第3項に規定する障がいのある人のための施策に関する基本的な計画である「市町村障害者計画」となっており、『第4期宮古市障がい者計画』として策定します。

また、「第6期宮古市障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画（実施計画）」は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」となっており、今回の計画の見直しに合わせて、『第7期宮古市障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画』として策定します。



5 計画の期間

第4期宮古市障がい者計画は、岩手県の障がい者プランとの整合性を図るため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とし、岩手県の障がい者プラン、第7期宮古市障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画との連携により、国や県の政策に即した施策・事業の計画的な展開を図ります。

第7期宮古市障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、国の基本的な指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国		基本指針 期間：3年間【H30～R2】			基本指針 期間：3年間【R3～R5】			基本指針 期間：3年間【R6～R8】		
岩手県		岩手県障がい者プラン 計画期間：6年間【H30～R5】						岩手県障がい者プラン 期間：6年間【R6～R11】(予定)		
宮古市	障害者計画	第2期宮古市障がい者計画 期間：6年【H27～R2】			第3期宮古市障がい者計画 期間：3年【R3～R5】			第4期宮古市障がい者計画 期間：6年【R6～R8】		
	障害者福祉計画	第5期障がい者福祉計画 期間：3年【H30～R2】			第6期障がい者福祉計画 期間：3年【R3～R5】			第7期障がい者福祉計画 期間：3年【R6～R8】		
	障害児福祉計画	第1期障がい児福祉計画 期間：3年【H30～R2】			第2期障がい児福祉計画 期間：3年【R3～R5】			第3期障がい児福祉計画 期間：3年【R6～R8】		

6 計画の基本理念

すべての人の個性が活かされ、ともに地域で暮らし、
ともに支えあうまちづくり

宮古市総合計画において、国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」が目指す「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、まちづくりの基本的な考え方として、すべての市民を社会の構成員として包み支え合う「共創」のまちづくりを掲げています。

第4期宮古市障がい者計画の基本理念については、これまでの本市における障がい施策の取り組みを継続し、「ノーマライゼーション」の理念である、障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、すべて人間として尊重しあいながら、ともに生活し、活動し、暮らせる社会の実現を目指します。

7 計画の目標

健やかで心豊かな人を育むまちづくり

- ◇宮古市総合計画の基本的な方向において、「健やかで心豊かな人を育むまちづくり」を掲げています。これは、子どもから高齢者、発達障害を含めた障がい者など、どのような立場にある人でも、生涯にわたって健やかな生活をおくることができるまちづくりを推進しようとするものです。
- ◇障がい者及び障がい児（以下本計画において「障がい児者」といいます。）は、それぞれの持つ特性ゆえに、生活する中で様々な困難を抱えることとなります。解決のために、環境整備など時間をかけて取り組まなければならないこともあります。人々がふれあい、理解を深めることにより、その困難が解決されることもあります。必要なときに近くの人が適切な支援を行う地域の力が必要です。人々がふれあい、理解を深めることにより、障がいがその人の個性として受け入れられ、健やかな生活を送ることができるまちになります。

8 基本分野

- 理解促進・社会参加の促進
- 日常生活の支援
- 雇用・経済的自立の支援

これまでの障がい者計画を継承し、障がい者が地域で生活するために必要な「理解促進・社会参加の促進」「日常生活支援」「雇用・経済的自立の支援」の3つを計画の目標を達成するための基本分野として掲げることとします。

◆取組の方向◆

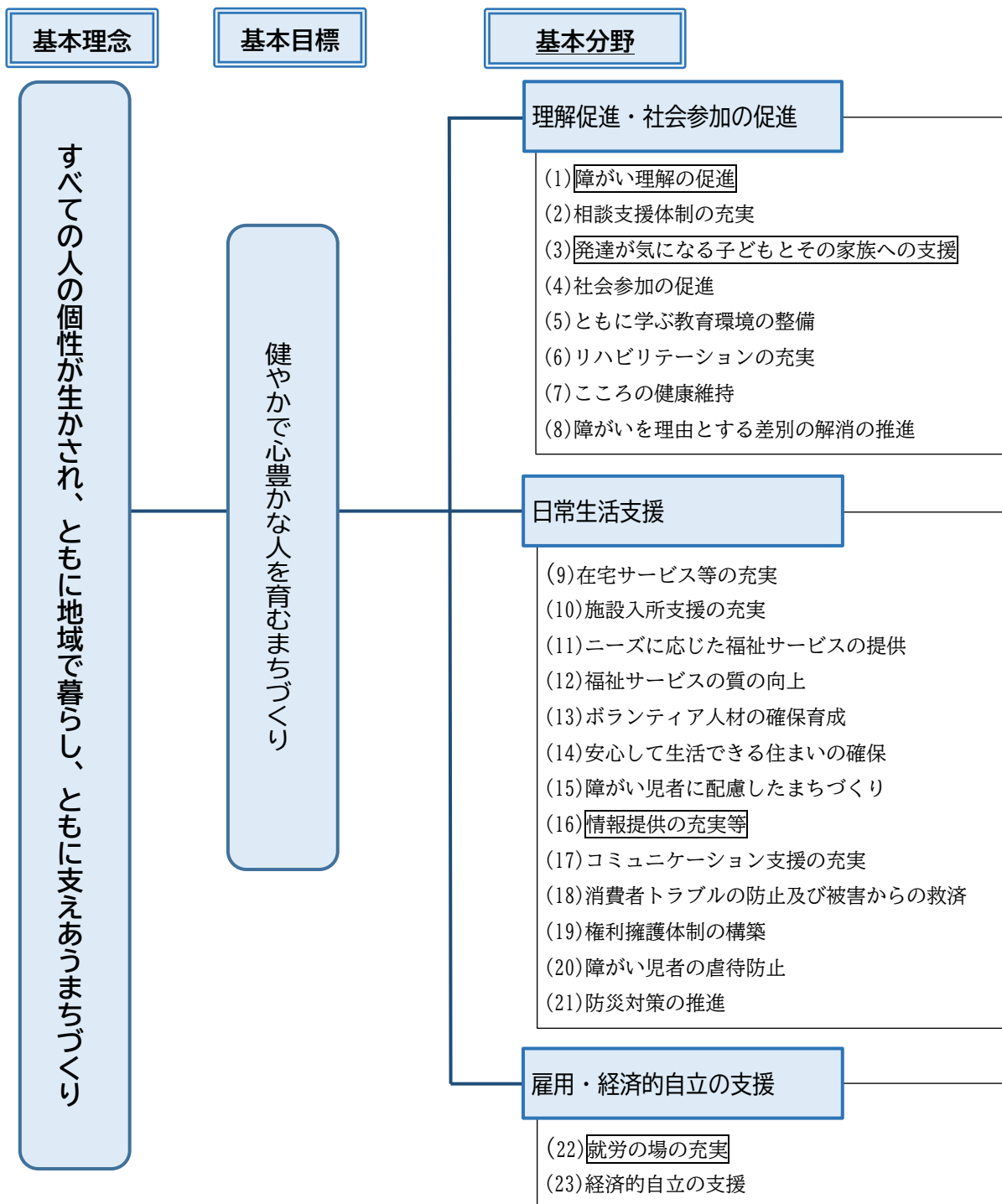
- ・各年齢層のニーズに対応したサービスを提供し、障がい者の自立を支援します。
- ・関係機関と連携し、生活訓練や就労訓練、求職活動など総合的な支援を行い、障がい者の就労機会の確保を図ります。
- ・医療・保健・福祉・教育など、関係機関や地域の相談員と連携し、総合的な助言や支援ができる体制づくりを推進します。
- ・障がいの有無や発達が気になる子どもとその家族への療育支援を充実し、子どもの健やかな成長と自立を支援します。
- ・多様な障がいに関する啓発活動を強化し、発達障害など見えにくい障がいを持つ方の生きにくさ等の理解を促します。
- ・ピアカウンセリング^{*4}を活用し、障がい者が自ら問題を解決できるよう支援します。

*4 ピアカウンセリング：障がい者が助言者となり、各々の障がい者特有の問題や生活技術について、自身の経験等をもとにした援助・支援を行うこと。

9 計画の体系

宮古市障がい者福祉計画では、宮古市総合計画に基づく計画期間に取り組む基本分野を定め、現状と課題を踏まえ、重要な項目を掲げます。

第7期障がい者福祉計画及び第3期障がい児福祉計画では、前計画期間の実績・評価を行うとともに、国の基本方針に基づく成果指標や各サービスの見込量と確保のための方策を定めます。



第2節 基本分野

理解促進・社会参加の促進

令和5年度に実施した当事者及び家族からのアンケート調査では、関心や理解を深めるための啓発が必要（29.2%）や交流を通じた理解促進が必要（15.5%）となっており、障がいに対する理解に対する取組みが十分ではないと考えられます。

（1）障がい理解の促進<<重要項目>>

◆現状と課題◆

障がい理解を促進するためには、幼少期からの教育や体験の積み重ねが必要であり、幼少期から障がい児者と交流する機会を設け、成長過程でノーマライゼーションの考え方に触れるような施策の展開を図るなど、息の長い取組みを行っていくことが重要です。

市では、障がいに対する理解の促進や施策の展開に資するため、宮古障がい保健福祉圏域を構成する山田町、岩泉町及び田野畑村とともに、宮古圏域障がい者自立支援協議会を設置しています。この中で、行政機関・サービス事業者・当事者及び有識者らによる専門部会を設置していることから、これらの部会を活用して障がい理解を促進していくことが必要です。

◆施策の方向◆

ア 交流機会の拡大による障がい理解の促進

- 保育や幼児教育の場、学童の家などにおいて、障がいのある子もない子も、ともに学び、ともに遊びながら、集団生活をするることにより、幼少期からの障がい理解の意識啓発を図ります。
- 学校教育の場や地域において、福祉施設や障がい児者との交流機会の場を設けることにより、障がい児者の協働参画の拡大を促進するとともに、障がい児者に対して必要な配慮等の理解の促進を図ります。

イ 福祉教育の推進

- 障がいの特性を分かりやすく解説するとともに、手話の実践や障がい特性に対応した福祉用具等の使用を通じた障がい理解のための学習機会の提供を図ります。
- 社会福祉協議会が実施しているキャップハンディ体験等を周知し、教育の場や地域社会の場で多くの人が体験することにより、障がい理解の機会の提供を図ります。

ウ 地域における理解の促進

- 障がい児者が身近な地域で安心して暮らせるように、ノーマライゼーションの理念や障がい福祉施策の啓発活動の拡充を図ります。
- グループホーム^{*5}などの利用者が、地域での役割を担うことにより、地域社会を形成する一員として地域でともに生活していけるよう、理解促進に取り組みます。

エ 企業における理解の促進

- 企業などにおける障がい者雇用を促進するため、障がい特性についての理解を深め、関係機関との連携を図るとともに研修等の機会の確保に取り組みます。

オ 宮古圏域障がい者自立支援協議会

- 圏域市町村で構成する宮古圏域障がい者自立支援協議会におけるネットワーク機能を活用し、広域単位で障がい理解に関する取組を推進します。
- 宮古圏域障がい者自立支援協議会の活動を含む官民一体のネットワークの強化や、市民に向けた障がい理解の講演会開催などによる啓発活動に取り組みます。

*5 グループホーム：障がいのある人が、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活の援助を受けて共同生活する住居

(2) 相談支援体制の充実

◆現状と課題◆

日常生活や社会生活を営むうえで、個人や家庭では解決できない困りごとは、抱え込まずに第三者に相談することが重要です。

このことから、多種多様な相談ニーズに対応するために、専門職員を配置した各種相談窓口を充実させ、早期に相談を受け、いち早く適切なサービスなどに繋げることができるよう、相談支援体制の構築が必要です。

◆施策の方向◆

ア 相談支援窓口の充実

- 障がい児者が必要に応じた相談支援を受けることができるよう、専門職員を配置した相談支援窓口を確保します。
- 地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務等を実施する基幹相談支援センターを設置し、24時間365日対応できる相談できる体制を構築します。
- 地域生活支援拠点事業を実施し、24時間365日対応できる相談窓口を確保するとともに、障がい者等が緊急時の宿泊事業を実施し、障がい児者が地域で生活するための支援を充実します。

イ 相談ニーズへの対応

- 障がい児者の相談ニーズに対し、障がい児者の自己選択や自己決定を容易にするために役立つ情報を的確に伝え、支援する相談支援体制の構築に取り組みます。
- 多様な相談ニーズへの対応ができる人材の育成を図るため、研修機会を確保するとともに、身近な立場で障がい者への助言や障がい者自ら問題を解決できるよう、相談窓口等におけるピアカウンセリングの活用やピアカウンセラーの育成を促進します。
- 児童発達支援センターにおいて、障がい児やその家族、手帳を保持していない子どもの相談窓口として中核的な役割を担えるよう、地域障害児支援体制強化事業を実施します。

ウ 専門機関との連携による相談支援体制の構築

- 岩手県発達障がい者支援センター、いわてリハビリテーションセンター、岩手県難病相談・支援センター等の専門機関と連携し、その人の障がい特性や生活環境に応じたきめ細かな相談支援体制の構築を図ります。

エ 多様な障がいに対する正しい理解の促進

- 関係機関と連携し、多様な障がいへの支援方法等に関する研修等を行い、専門的な相談支援の充実を図ります。また、当事者、家族や職場等に対して、障がい特性等に関する理解を促進するため、啓発活動に取り組みます。

(3) 発達が気になる子どもとその家族への支援<<重要項目>>

◆現状と課題◆

発達が気になる子どもを育てていくときに、どこに相談したらよいか思い悩んでいる家族があります。

子どものすこやかな成長や発達を促すためには、子どもの疾病や困りに早期に気づき、適切な支援がスムーズに開始されることが必要です。

特に子どもの成長や発達が気になる場合は、医療、保健、福祉、教育等の専門機関相互の連携をより一層図り、個々のライフステージに応じて、継続した支援を推進する体制を構築することが必要です。

また、家族間関係、虐待、貧困などの養育上の問題や、地震や台風などの自然災害、感染症の不安などの過大なストレスによって、発達障がいと同じような行動を示す場合もあり、継続したこころのケアに取り組むことも必要です。

◆施策の方向◆

ア 発達が気になる子どもとその家族への療育支援

○適切な支援が早期に開始されるよう、相談窓口の周知を図ります。

○相談の場や情報交換の機会を設けることで、安心して生活や学習ができるよう支援します。

○発達が気になる子どもについての理解を広げるための啓発活動に取り組みます。

○発達が気になる子どもを持つ保護者を支えるため、ペアレントプログラムの実施や、必要に応じてペアレントトレーニング等を受けることができるよう、体制づくりに取り組みます。

イ ライフステージに合わせた支援機関の連携

○医療、保健、福祉、教育の専門機関相互の連携を図り、子どものニーズに応じた支援がスムーズに提供できるよう取り組みます。

○関係機関が相互の役割を明確にすることで、連携の質を高め、相談体制の充実を図ります。

○学校や学年が変わっても継続した支援が提供されるよう、就学支援シート^{*6}(PASS)を活用しての引継ぎと作成の支援に取り組みます。

ウ 児童福祉サービスの提供

○児童発達支援センターを宮古圏域に1か所設置し、利用ニーズに応じ、未就学児期からのサービス提供体制の確保に取り組みます。

○障がい児の日中における活動の場の確保とともに、家族などの介護者の事情により一時的に預かって見守るためのサービスの拡充に取り組みます。

○重度心身障がい児や医療的ケア児が利用できる短期入所や日中の居場所を確保できるよう、サービスの確保に取り組みます。

○障がい児が利用するサービスの利用者負担額を免除し、障がい児のサービス利用の促進や養護者の負担軽減を図ります。

*6 就学支援シート:子どもが就学する際に、今まで行ってきた支援の情報を就学先に伝えることにより、スムーズな学校生活に移行できるようにしようとする仕組み。

(4) 社会参加の促進

◆現状と課題◆

一人では移動することが困難な障がい児者の社会参加の機会を確保するためには、障がい児者が自宅から目的の場所まで移動するための移動支援の充実が必要です。

外出時の支援として、障がい児者に対する福祉タクシー券の交付や、各種手帳所持者に対する公共交通機関の運賃割引などの経済的支援のほか、同行援護や行動援護、移動支援などの移動に関する障害福祉サービスはありますが、広大な面積を抱える当市の実情を踏まえた取り組みが必要となります。

さらに、障がい児者が日常生活を送るうえでバリアフリー化などが求められていることから、関係機関に対する働きかけを行います。

また、社会参加の一環として、障がい児者それぞれのニーズに合った日中活動の場が多数あることが望まれることから、創作的活動やレクリエーション活動を行う地域活動支援センターなどの福祉サービスのほか、地域社会で行われている活動にも参加できる環境をつくっていくことが必要です。

◆施策の方向◆

ア 移動手段の充実

- 一人では公共交通機関の利用が困難な障がい児者の社会参加の機会が確保されるよう、障害福祉サービスにおける同行援護や行動援護、移動支援のニーズを把握し、サービスの充実を図ります。

イ 移動の経済的支援

- 移動が困難な重度の障がい児者に対し、福祉タクシー券を交付することにより、移動にかかる経済的な負担の軽減を図るとともに、社会参加を促進します。
- 精神障がい者が、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所へ通所するための交通費の一部について助成し、経済的負担の軽減と自立の促進を図ります。

ウ 日中活動の多様なニーズへの対応

- 地域活動支援センター等において、障がい児者それぞれのニーズに合った、創作的活動やレクリエーション活動などの多様な日中活動の場の確保を図ります。
- 重症心身障がい児者の活動の場を確保するため、重症心身障がい児者を対象としたサービスの充実に取り組みます。

エ 文化芸術活動、スポーツ活動の促進

- 芸術、文化などの各種活動を支援し、障がい児者が地域において、文化芸術活動に親しむことができる環境整備を促進します。
- 障がい者スポーツ大会の開催の支援や、各種団体によるスポーツ活動の促進やスポーツによる交流を広めていきます。

(5) とともに学ぶ教育環境の整備

◆現状と課題◆

障がいのある子もいない子も、ともに学び育つことにより、お互いの理解を深めながら成長していきます。市内の保育所では、障がい児保育を実施し、障がいの有無に関わらず、保育サービスを利用できる体制を整えており、小中学校においては、特別支援学校との交流教育などを実施しています。

市内の障がい児については、幼稚園・保育所、小中学校の特別支援学級、特別支援学校など多様であり、障がいのある子が、合理的な配慮を含む必要な支援の下、その年齢や能力、特性に応じた十分な教育を受けることのできる体制を構築するとともに、個別の教育的ニーズに応じて、自立と社会参加を見据えた最適な支援を提供することが必要です。

◆施策の方向◆

- 保育や特別支援教育を促進するよう関係機関に働きかけていきます。
- 本計画と併せ、宮古市教育振興基本計画（2020-2024）や第2期宮古市子ども・子育て支援事業計画を推進することにより、住み慣れた地域で保育サービスや教育が受けられるよう、障がいの多様性に応じた受け入れ体制の整備を図ります。

(6) リハビリテーションの充実

◆現状と課題◆

障がいの発生後は心身機能の回復、維持のためのリハビリテーションが大切ですが、医療機関でのリハビリテーションには日数制限が設けられています。

リハビリテーションの進み方には個人差があり、特に骨関節等の機能や感覚器官機能の障がい、高次脳機能障がい等のリハビリテーションは、医療と福祉が連携しながら、社会復帰に向けた早期かつ継続したリハビリテーションを実施することが重要です。

◆施策の方向◆

- 介護保険事業との連携をより一層進めることなどにより、心身機能の維持向上、高齢化等による障がいの重症化・重複化の予防の各種訓練を受けられるよう取り組みます。

(7) こころの健康維持

◆現状と課題◆

多様化・複雑化する社会にあって、誰もがストレスなどにより、こころの健康を損なう可能性があり、実際に精神疾患を有する人が増加しています。本人の認識や周囲の適切な理解があれば、症状の軽減や治癒が図られますが、精神科領域そのものへの抵抗、または本人の病気に対する理解が不足していることにより、早期の静養や治療が遅れることがあります。

また、東日本大震災により被災し、災害公営住宅などへ転居したこと等、環境の変化が、こころとからだに影響を与えとも考えられます。不安やストレスが消化されずに、うつ状態やアルコール依存になり、日常生活に支障が生じたり、また、活動が不活発になったり生活習慣病や障がいの原因となった疾病について症状が悪化する場合があります。

心身の健康状態を把握し、保健所などの関係機関と連携しながら、意識啓発と相談支援体制に重点を置いたこころの健康づくりへの取組が必要です。

◆施策の方向◆

ア こころの病気の理解促進

- 講演会や広報紙等を通じ、広くこころの病気や精神障がいに関する正しい理解の促進を図り、職場、友人、など周囲の人々による支援につながるよう取り組みます。

イ こころの健康づくり支援

- セルフケアを推進するため、こころの健康づくり教室の開催などを通じて、健康づくりの意識啓発を促進します。
- 健康相談の機会を利用して、こころの相談窓口の周知と充実を図ります。

ウ 精神保健対策の充実

- 精神障がい児者や家族のニーズに対応した多様な相談体制の充実に取り組むとともに、支援を必要とする精神障がい児者に対し、障害福祉サービスなどの情報提供を行います。
- 保健師等による在宅精神障がい者への訪問指導について、希望する人が十分な指導を受けられるよう取り組みます。

エ 地域移行後の支援体制の充実

- 医療機関等と連携し、入院中の精神障がい児者の早期退院及び地域移行の促進を図ります。
- 地域で安心した生活を送ることができるようグループホームなどの住まいの場の確保や居宅介護などの訪問系サービスや日中活動系サービスの提供体制の充実に取り組むとともに、地域移行後の地域生活の定着を図るため、相談支援専門員による地域定着支援サービスの利用の促進を図ります。

オ こころのケアのための支援

- こころの健康を崩しケアの必要な人には、関係機関と連携し、不安の軽減や気持ちの落ち着きを取り戻すことができるよう支援します。
- 相談窓口の周知や健康相談・健康教室を実施し、誰でも相談できる体制づくりを継続します。
- 障がい児者の地域活動への参加促進と災害公営住宅などでの孤立防止のため、地域の民生委員児童委員や生活支援相談員による訪問、見守りや相談対応、集う場とコミュニティづくりを継続して行います。

(8) 障がいを理由とする差別の解消の推進

◆現状と課題◆

障がいがあるということだけで、正当な理由もなくサービスの提供を拒否されたり、制限されたり、条件を付けられたりなど、不当な差別的取扱い事例が見受けられます。

また、日常生活や社会生活を送る上で、段差があり車いすでの通行がしにくい、聴覚障がいのため行政窓口などでコミュニケーションを十分に図れないなど不便を感じることがあります。

障害者基本法における差別の禁止を具現化した、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます。）に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みや合理的配慮を行うことが必要です。

◆施策の方向◆

- 障害者差別解消法について、国の障がいを理由とする差別の解消等に向けた施策の基本的な考え方に即した市対応要領に基づき、障がい差別の解消に取り組めます。
- 宮古圏域障がい者差別解消支援地域協議会を開催し、宮古圏域において障がいを理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に進めます。

日常生活支援

令和5年度に実施した当事者及び家族からのアンケート調査では、障がい児者ともに日中活動サービスの利用意向が高くなっており、日中活動の場が不足していると考えられます。

(9) 在宅サービス等の充実

◆現状と課題◆

障がい児者が、地域の中において生活するためには、居宅介護などの訪問系サービスの充実、補装具や日常生活用具の給付・貸与のサービスが充実していることが必要です。

併せて、一人ひとりの状態に応じた適切な支援とサービスの提供が求められていることから、安心して生活できる環境の整備を一層推進することが必要です。

また、障がい児者が地域で生活していくためには、家族介護者による支援が必要ですが、今後、高齢化の伸展により家族介護機能の低下が予想されることから、家族介護者への支援も必要となっています。

◆施策の方向◆

ア 在宅サービス等の充実

○居宅介護などの訪問系サービスの量の確保や質の向上をさらに進め、サービスの円滑な利用の促進を図ります。

○外出時の移動支援、創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活に必要な補装具や日常生活用具の給付・貸与を進めるとともに、制度周知を図ります。

イ 家族介護者への支援充実

○家族介護者が介護できない場合に、障がい児者が必要に応じて福祉施設を利用できるよう、短期入所や日中一時支援のサービス提供体制の充実に取り組みます。

○家族の状況や生活の場の状況に応じた支援を行うため、福祉サービス事業者、市のケースワーカーや保健師などの連携による相談支援体制の充実を図ります。

○福祉訪問理美容助成事業を実施し、外出が困難な障がい者が自宅等で理美容サービスを受けられるよう、理美容師の訪問費用（出張費）を助成します

(10) 施設入所支援の充実

◆現状と課題◆

入所施設から地域生活への移行促進に関して、国の基本方針に基づき、地域生活移行希望者に対する適切な支援が必要となっています。

一方、施設入所者の高齢化・重度化が進んでおり、専門的なケアが必要となってきたとともに、現在は在宅で生活している障がい者やその介護者の高齢化などにより、施設での生活が必要となることが想定されます。

◆施策の方向◆

ア 施設入所支援の充実

○障がい者の高齢化・重度化に対応した専門的なケアを行うことや、多床室の解消や生活環境の改善を図ることにより入所者の生活の質の向上を図ります。

○常に家族と行き来ができるように、障がい種別にとらわれない幅広い受け入れ体制の整備や環境の改善を促すとともに、地域との交流の確保を図ります。

イ 地域移行支援の充実

○関係機関と連携しながら、個別の状況に応じた相談や支援を行い、施設入所者の地域移行に取り組むとともに、入所待機者の解消を図ります。

○地域移行を進めるため、グループホームなどの住まいの場の確保に取り組むとともに、自立訓練事業等の活用を推進します。

(11) ニーズに応じた福祉サービスの提供

◆現状と課題◆

障がい児者個々の心身の状況や家庭環境等により、必要とする福祉サービスのニーズは異なります。また、複数の福祉サービスを利用する場合は、2か所以上のサービス提供事業所が関わることもあるため、サービスの調整を行う必要があります。

指定特定相談支援事業所^{*7}、サービス提供事業所や行政が連携し、個々の障がい児者が必要としている個別性や多様性に対応したサービスのニーズを総合的に把握し、将来のサービスに反映していく体制づくりが必要です。

◆施策の方向◆

ア 社会資源の確保

- 多様なニーズに対応したサービスの提供により、障がい児者の日常生活及び社会生活の自立を支援します。
- 宮古圏域障がい者自立支援協議会の活動を通じて、地域の実情に応じたサービス提供体制の充実に取り組みます。

イ 計画相談支援の拡充

- 障がい児者に対し、総合的な援助方針、課題の解決、適切なサービス利用の調整などを計画的に行うため、計画相談支援（サービス利用計画）の提供体制の確保に取り組みます。
- 指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案の質を確保するため、サービス提供事業所に設置されるサービス管理責任者との連携に取り組みます。

(12) 福祉サービスの質の向上

◆現状と課題◆

福祉サービスの利用に関する苦情等がある場合は、第一に各事業所において対応のうち、事業所で解決ができない場合は、岩手県福祉サービス運営適正化委員会で対応することとなっています。各事業所で受けた苦情や提言を共有し、サービスの提供のあり方を検証することが、サービスの向上につながります。

また、障がい者の高齢化が進んでおり、介護保険事業所においても、障がい特性を理解できることや障がい福祉施策の制度を熟知していることが職員に求められています。障害福祉サービスから介護保険サービスに利用する制度が変わっても、利用者にとって必要なサービス水準が確保されるよう、量と質を確保することが必要です。

◆施策の方向◆

ア 苦情や提言を共有する体制の確保

- 福祉サービスの質の向上を図るため、サービス提供事業者に対し、適切な苦情解決のための仕組みの整備や利用者が提言を伝えやすい環境を整えるよう、働きかけていきます。
- 苦情や提言を各事業所及び行政で共有し、各事業所のサービスの質の向上につながる仕組みの整備に取り組みます。

イ 介護保険事業所との連携

- 障がい者の高齢化に対応するため、介護保険事業所を対象にした会議を活用し、障がい福祉施策の周知や障がい特性の理解を深めてもらうための情報提供を実施していきます。

*7 指定特定相談支援事業所：サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う事業所。

(13) ボランティア人材の確保・育成

◆現状と課題◆

公的なサービスによる支援のほか、ボランティアによる様々な活動は障がい児者支援に有効なインフォーマルなサービスです。

ボランティア活動の促進を図るため、社会福祉協議会と連携し、養成やボランティア情報の集約、活動の紹介を行っています。障がい児者支援の分野においても、交流事業や障がい者スポーツ大会などにおいて、ボランティア活動が行われています。

ボランティア支援は、様々な場面や活動において必要とされており、人材の確保・育成が課題となっています。また、障がい児者が抱える悩みなどを解決するため、ピアサポート体制を整備することも必要です。

◆施策の方向◆

ア ボランティア活動への支援

○ボランティア活動の拡大を図るため、社会福祉協議会や関係団体と情報交換や連絡調整の推進を図るとともに、ボランティア活動の支援を行います。

○自発的活動支援事業の実施により、障がい児者に対してボランティア活動を行う団体等を支援していきます。

イ 多様なボランティアの育成

○障がい児者が抱える悩みなどを解決するため、ピアサポート体制の整備に取り組みます。

○障がい児者の多様なニーズに対応できるボランティア養成講座の開催を支援していきます。

(14) 安心して生活できる住まいの確保

◆現状と課題◆

現在、入所生活や入院生活を送っている障がい児者の中には地域生活を希望し、生活を送るための住まいを調整している障がい児者もいます。

障がい児者が地域で生活するための住まいの確保と併せて、身寄りのない人などが住まいの場を借りるための保証人の確保を図ることが必要です。

また、安心して地域生活を送るためには、住まいのバリアフリー化や防火安全対策等が整備されていることが必要です。

◆施策の方向◆

ア 住まいの場の確保

○グループホームや住宅などの住まいの場の確保に取り組みます。

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、賃貸人、障がい児者双方に対する支援、必要な相談体制の確保に取り組みます。

○賃貸契約による一般住宅等への入居に必要な物件探しや家主との調整をサポートする居住サポート事業や家賃債務保証制度（賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことで、賃貸住宅への入居を支援する制度）の活用を促進します。

イ 安心して生活できる住まいの確保

○グループホームで生活する障がい児者が安心して生活できるよう、関係機関と連携し、災害時における地域住民等との連携体制の確保や、建築基準法および消防法の基準に適合したグループホームの整備について取り組みます。

(15) 障がい児者に配慮したまちづくり

◆現状と課題◆

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や、県のひとにやさしいまちづくり条例に基づき、障がい児者をはじめ、誰もが利用しやすいまちづくりの視点を踏まえ、公共施設や公共交通機関などのバリアフリー化を推進しています。

障がい児者が今よりも安心して快適に暮らせるよう活動範囲のより一層の拡充を図るために、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を踏まえ、車いすで通行困難な箇所を減らしたりするなど、整備に取り組む必要があります。

住んでいる地域で安心して生活するためには、公共施設等の整備や改修を行う際に、ユニバーサルデザイン^{*8}の視点に立ったまちづくりを推進する必要があることから、障がい児者の意見が十分に反映されるよう配慮することが必要です。

◆施策の方向◆

ア 公共施設等のバリアフリー化の推進

○障がい児者をはじめ、誰もが利用しやすいまちづくりの視点を踏まえ、段差の解消、手すりの設置や障がい児者用トイレの設置など、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

○県のひとにやさしいまちづくり条例に基づき、バリアフリー理念の啓発や、民間施設のバリアフリー化への理解と協力を求めています。

イ 障がい児者に配慮したまちづくりの推進

○公共施設等の整備や改修を行う際は、障がい児者の意見が十分に反映されるよう取り組みます。

○バリアフリー化やユニバーサルデザイン化している建物などの情報を、宮古圏域の障がい者及び関係団体で作成した「宮古地域ユニバーサルデザインマップ」を活用するなど、関係機関と連携しながら周知していきます。

(16) 情報提供の充実等<<重要項目>>

◆現状と課題◆

令和4年には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通にかかる施策の推進に関する法律」が施行され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通にかかる施策を総合的に推進し、共生社会の実現に寄与することとされています。

障害福祉サービスを利用する際に、障がい児者が自ら選択、決定、参加を保障し、様々な支援制度など、障がい児者が必要とする情報を、いつでもどこでも得ることができるような手法を検討することが必要です。

◆施策の方向◆

ア 多様な手段を活用した情報提供の実施

○図やふりがなを用いた分かりやすい広報紙の作成に努めるとともに、音声訳などによる情報提供の充実の推進や市ホームページの内容の充実を図ります。

○障害福祉サービス、障害者手帳による優遇制度、各種給付金等などについて、障害の種類や程度に応じた手段で取得できるよう、多様な方法での情報提供に取り組みます。

○障がい児者やその保護者が必要とする情報を、いつもでもどこでも取得できるよう、パソコンやモバイル機器で取得できるよう、市公式SNS等の活用に取り組みます。

*8 ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が自分の意思で自由に行動するためには、はじめからバリアを作らず、できる限り全ての人々が利用できるよう製品や環境をデザインしていこうという考え方。

イ 当事者会活動等での情報提供、国等の広報紙の活用

- 障がい児者団体や当事者会に対し、出前説明会などを行うことにより、各種支援制度等の必要な情報の提供を図ります。
- 国や県、福祉関係事業所等が発行する広報紙を利用した情報の提供に努めるとともに、障がい児者団体や当事者会活動を市民に知っていただくため、公共施設において広報誌の窓口配布を行います。

(17) コミュニケーション支援の充実

◆現状と課題◆

コミュニケーションは、日常生活を送るうえで、お互いの意思を伝えあうとともに、人との関わりを築くために必要不可欠なものです。コミュニケーション支援のため、聴覚障がい児者が医療機関の受診や会議等へ参加する際に手話通訳者や要約筆者^{*9}の派遣を行っていますが、人材の育成が課題となっています。

◆施策の方向◆

ア 意思疎通支援の充実

- 聴覚に障がいがあるため意思疎通を図ることが困難な方に対して、手話通訳者や要約筆者等の派遣を行うとともに、手話通訳者等の養成の機会を確保し、必要な人材の育成と事業の周知を図ります。
- 公的な行事等を開催するときは、手話通訳や要約筆記等の配置を促進し、コミュニケーション手段を確保するとともに、視覚障がい者が代読を必要とする際は、代読支援者を配置するよう取り組みます。

イ 情報提供手段の充実

- 点字・声の広報等発行事業や、市ホームページの読み上げ機能対応など、情報提供手段の充実を図るとともに、情報提供手段のデジタル化についても取り組みます。
- 福祉事務所に手話通訳者を配置し、行政窓口における円滑な手続及びサービス提供を図ります。

(18) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

◆現状と課題◆

消費者庁によると、全国の消費生活センターには、障がい者が被害者となる消費者トラブルの相談が数多く寄せられています。障がい者の消費者トラブルを未然に防止するためには、家族や支援者が日頃から関係機関と連携して見守ることが有効であることから、家族や支援者への意識啓発によるトラブルの未然防止や被害にあった場合の救済体制を確保することが必要です。

◆施策の方向◆

- 消費生活センターなどとの連携により、消費者トラブルに関する情報を把握し、注意喚起や早期発見に取り組みます。
- 消費者トラブルを未然に防止するため、研修の実施などにより消費者教育に取り組みます。
- 被害を受けた障がい者の被害回復を図るため、弁護士と連携して支援します。

*9 要約筆者：聴覚に障がいのある人に、話されている内容を要約し、文字として伝える者。

(19) 権利擁護体制の構築

◆現状と課題◆

障がい者が原因で判断能力が不十分な場合、財産管理や福祉サービスの利用契約などを自ら行うことが難しい場合があります。このような場合、本人の意思の尊重や財産の管理、自身の生活に関わる法律行為などが適正に行われることが必要です。

障がい者の権利擁護の体制整備は、少子・高齢化の伸展、家族関係の変化、入所者等の地域移行の理念の定着などにより、社会全体の課題となっています。

これに対し、現在、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業や、主に法律職や福祉職が支援する成年後見制度*¹⁰による支援が行われています。

日常生活自立支援事業については、契約件数の増加に伴い、実施主体である社会福祉協議会における専門員や生活支援員の不足から、ニーズに十分に対応できないなどの新たな課題が生じています。

また、成年後見制度の利用については、以前に比べ地域の弁護士が増加したことなどから現状では一定程度充足していますが、近い将来において、障がい者の高齢化やその親の高齢化が進むことから、その必要性は高くなると考えます。

障がい者がこれらの制度を利用する場合、自らが手続きできない場合もあり、その支援体制の整備を図ることが必要です。

◆施策の方向◆

- 日常生活自立支援事業の利用を促進するため、社会福祉協議会を含む関係機関との連携した取り組みを行います。
- 宮古圏域成年後見センターや相談支援事業所などと連携し、障がい者が成年後見制度の利用支援を推進します。
- 成年後見制度利用支援事業の実施により、成年後見制度を利用するための費用や利用していく際の費用負担が困難な障がい者等に対し費用の助成を行います。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進に向け、法律職と福祉職との協働体制の確保に取り組みます。

(20) 障がい児者の虐待防止

◆現状と課題◆

障がい児者に対する虐待は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置、⑤経済的な虐待などが、家庭や施設、職場など様々な場面において発生する可能性があります。

虐待を未然に防ぐための普及・啓発に努めるとともに、日常の相談場面における早期の発見や虐待を受けた人を適切に保護することが必要です。

◆施策の方向◆

- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、虐待の予防、早期発見、虐待を受けた障がい児者の迅速かつ適切な保護、自立の支援及び養護者に対する支援並びに関係機関との連携協力体制の整備を促進します。

*10 成年後見制度：認知症や知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない人について、本人の権利を擁護する援助者を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。

(21) 防災対策の推進

◆現状と課題◆

一般に障がい児者は、大規模な地震や火災など、いつ、どこで起こるか分からない災害に対して、サイレンが聞こえない、一人では避難ができない、避難所でも障がいに応じたケアが受けられるかなどの不安を抱えています。

災害発生時に、障がい児者に対して適切に情報を伝達できるよう、障がい特性に配慮した情報伝達体制の整備を促進していくことが必要です。

また、災害時に備えて、災害時要援護者名簿^{*11}を活用した取り組みや、障がい児者の特性に応じた受け入れ先の確保などの環境を整備していくことも必要です。

◆施策の方向◆

ア 障がい特性に対応した災害時の対策

- 各種警報などの伝達や避難支援、避難所におけるケアや情報の提供などについて、障がい特性に配慮した細やかな対応に取り組みます。
- 関係機関と協力し、避難所において必要な障害福祉サービスが速やかに提供できる体制や、一般の避難所ではケアが難しい障がい児者を施設で受け入れできる体制を確保するとともに、災害時における障がい児者の安否確認を行う体制の構築を図ります。
- 医療的ケア児等が、停電時においても必要な医療機器を使用できるよう、非常用発電機などの所有を支援するとともに、避難先の確保に取り組みます。

イ 情報の確保

- 重症心身障がい児者の急病や災害時の緊急連絡体制を確保するため、Net119^{*12}事業の周知を図ります。
- 障がいの特性に応じて災害等に関する情報収集が可能となるよう、情報提供の方法や情報を得るための手段の拡充を図ります。

ウ 災害に備える暮らしの確保

- 災害時の行動について、災害対応の手引きやヘルプカードを活用することで、防災意識の啓発に取り組みます。
- 防災行政無線情報等の内容を確認のために、いわてモバイルメールやSNSが活用できることについての情報提供を行います。

*11 災害時要援護者名簿：高齢や障がいなどの理由により、災害時に自力で避難することが困難な方（災害時要援護者）に対する住民相互の助け合いを円滑に行うために、支援を希望する方の登録申請により作成する名簿。

*12 Net119：音声による通話が困難な方が、スマートフォン等のインターネット機能を利用し、簡単な操作画面で119番通報を行うことができるシステム。

雇用・経済的自立の支援

(22) 就労の場の充実<<重要項目>>

◆現状と課題◆

アンケート調査では、『職場における必要な配慮』について、「職場内での障がい理解があること(27.0%)」、「障がいの状況にあわせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)ができること(23.4%)」が上位となっていることから、雇用の安定等のためには、障がい特性に関する理解促進の取組や柔軟な働き方の導入推進などが必要です。

震災からの復興事業や障害者法定雇用率^{*13}の引き上げ等により、障がい者の働く場は増加傾向となっていましたが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、減少に転じています。働く意欲のある障がい者に就労の機会を増やすために、福祉施策と労働施策が連携し、障がい者自身の就労に必要な訓練の場の充実や、雇用の確保を進めていくことが必要です。

また、一般就労や就労継続支援の利用が困難な障がい者が、充実した日常生活を送るために、障がいの特性に応じた生産活動の場の設置が必要です。

◆施策の方向◆

ア 障がい者雇用の促進

○障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、雇用の際の障がい者に対する差別の禁止や、働く上での障壁を改善するための「合理的配慮の提供義務」の周知を図り、均等な機会の確保や待遇改善の促進を図ります。

○就労の事前準備として、生活訓練に関する事業の充実や職業訓練制度の利用促進を図るとともに、企業での就労体験の場が確保されるように、働きかけていきます。

イ 総合的な就労支援

○宮古地区チャレンジド就業・生活支援センター、公共職業安定所、学校、医療機関などの関係機関とのネットワークの充実を図り、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施します。

○新たに創設される就労選択支援等について、障がい者の就労を支援するため、早期実施できるよう、関係機関と連携し、事業者に働きかけていきます。

ウ 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

○公共職業安定所などの障がい者就労支援を実施する機関との連携により、雇用前の職場実習推進から雇用後の職場定着支援まで、一貫した支援の推進に取り組みます。

○障がい特性の多様性を踏まえ、一般就労や就労継続支援の利用が難しい障がい者の新しい就労の機会を提供できるよう、宮古圏域障がい者自立支援協議会や関係機関と連携し、取組を進めます。

*13 障害者法定雇用率：常用雇用者に対する障がい者の割合で、民間企業、国及び地方公共団体は所定の割合以上の障がい者を雇用することが義務付けられている。平成30年4月以降は、民間企業（従業員45.5人以上）で2.2%、都道府県等の教育委員会で2.4%、国・地方公共団体等で2.5%と規定されている（障害者の雇用の促進等に関する法律）。

(23) 経済的自立の支援

◆現状と課題◆

障がい者が自立した生活を営むためには、雇用に関する支援とともに、障害年金などの受給や、各種税制上の優遇措置がとられることが、生活基盤の安定のために必要です。

また、就労継続支援B型事業所の利用者の工賃は、事業所のこれまでの取り組みにより県内上位となっていますが、十分な工賃を得ていない利用者もいることから、福祉的就労者のさらなる工賃向上のための取り組みが必要です。

◆施策の方向◆

ア 経済的自立の支援

○年金や諸手当、各種の税制上の優遇措置について制度の周知に取り組み、経済的自立を支援します。

イ 工賃向上のための取組

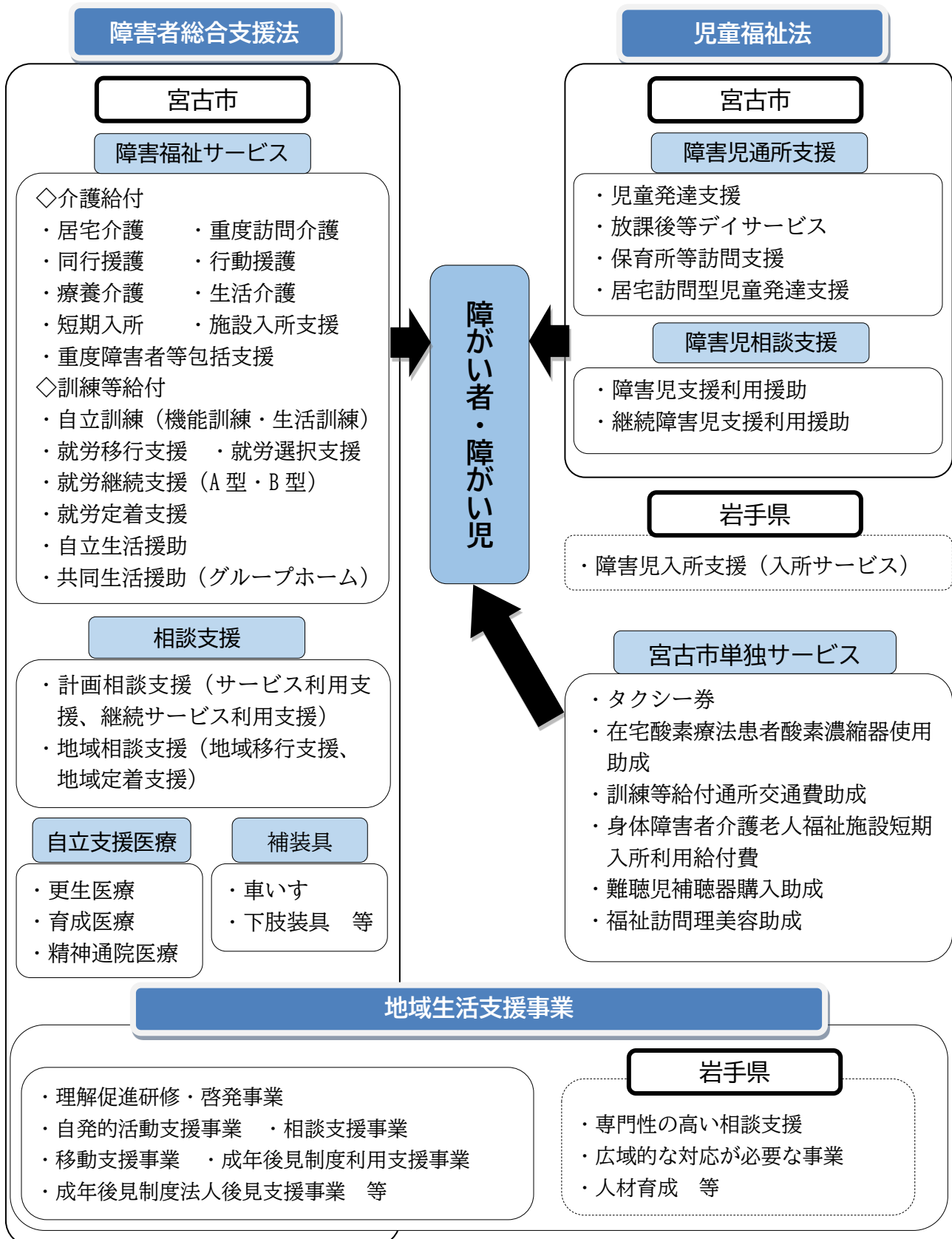
○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律に基づく調達方針を策定・周知し、障がい者施設の製品の購入や業務の委託について促進していきます。

○就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃が向上するよう、事業所の経営力強化に向けての支援や共同受注化の推進等を図ります。

第2章 障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画

1 福祉サービスの体系

障害者総合支援法、児童福祉法に基づく福祉サービスの体系は、以下のとおりとなっています。



◆障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

障 害 福 祉 サ ー ビ ス	介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
		同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む。）、移動の援護等の外出支援を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等に、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。	
	訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援A型	雇用の就労や生産活動の機会の提供を行います。
		就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
		就労選択支援	アセスメントの手法を活用して、本人の希望や特性に合った選択ができるよう支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	

相談支援	計画相談支援 (サービス利用支援)	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画 ^{*14} の作成を行います。
	計画相談支援 (継続サービス利用支援)	サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。
自立支援医療	更生医療：障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする医療にかかる費用を給付します。 育成医療：生活能力を得るために必要な医療にかかる費用を給付します。 精神通院医療：精神疾患に対する通院医療にかかる費用を給付します。	
補装具費	義肢や車いす等の購入に際し、補装具費（購入費・修理費）を支給します。	

*14 サービス等利用計画：障害福祉サービスを利用する全ての方のために作成する総合的な個別支援プラン

◆障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

理解促進研修・啓発事業	障がいのある人とない人との相互理解を深めるため、研修及び啓発を通じて共生社会の実現を図る事業を行います。
自発的活動支援事業	障がい児者やその家族による団体、自治会、ボランティア団体などが行う、ピアサポート、災害対策、社会活動支援などの自発的な活動を支援します。
相談支援事業	障がい児者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有用と認められる精神障がい者、知的障がい者、又は判断能力が不十分な高齢者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、審判請求費用及び後見人等の報酬費用の全部又は一部を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とするものです。
意思疎通支援事業	聴覚障がい児者等の意思疎通の円滑化と社会参加の促進のため、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人の日常生活が円滑に行われるよう、障がいの種類や程度に応じて、日常生活の利便を図るための用具を給付、貸与します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい児者のなかで行動援護を利用することができない人に、個別支援やグループ支援での外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
日中一時支援事業	介護者等の学校行事への参加や通院等の都合で、障がい児者の一時的な介助や見守り等が必要な場合に、日帰りで必要な時間だけ施設を利用することができるサービスです。
訪問入浴事業	自宅で入浴することが困難な身体障がい者等の清潔保持のため、浴槽を備えた自動車で自宅を訪問し、入浴サービスを実施するものです。

◆児童福祉法のサービス

障害児通所支援	児童発達支援	障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がいのある子どもに授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練及び機会を提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子どもに集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	医療型児童発達支援	障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援を利用する障がいのある子どもを対象にサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。
	継続障害児支援利用援助	障害児支援利用計画が適切かどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して見直しを行い、障害児支援利用計画の修正を行います。

2 第6期計画の実績

(1) 障害福祉サービス、相談支援、障害児福祉サービス

		計画	R3実績	R4実績	達成率	R4評価	
障 が い 福 祉 サ ー ビ ス	訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護、同 行援護・行動援護、重度障害者等包括支援）	実利用者数	83.0	77.0	75.0	90.4%	B
		延利用時間	1,257.0	1,415.6	1,453.5	115.6%	A
	生活介護	実利用者数	184.0	182.7	181.8	98.8%	B
		延利用日数	3,333.0	3,358.3	3,442.8	103.3%	A
	自立支援（機能訓練）	実利用者数	1.0	0.3	0.0	0.0%	D
		延利用日数	16.0	5.1	0.0	0.0%	D
	自立支援（生活訓練）	実利用者数	17.0	21.8	24.3	143.1%	A
		延利用日数	391.0	518.1	562.6	143.9%	A
	就労移行支援	実利用者数	15.0	10.0	8.9	59.4%	C
		延利用日数	270.0	178.4	163.3	60.5%	C
	就労継続支援（A型）	実利用者数	12.0	13.3	19.5	162.5%	A
		延利用日数	261.0	274.0	394.8	151.2%	A
	就労継続支援（B型）	実利用者数	277.0	235.3	227.1	82.0%	B
		延利用日数	3,990.0	3,804.7	3,734.2	93.6%	B
	小 計（就労支援サービス）	実利用者数	289.0	248.6	246.6	85.3%	B
		延利用日数	4,251.0	4,078.7	4,128.9	97.1%	B
	就労定着支援	実利用者数	15.0	14.0	9.8	65.0%	C
	療養介護	実利用者数	20.0	16.1	15.1	75.4%	B
	短期入所（福祉型）	実利用者数	20.0	8.5	9.1	45.4%	D
		延利用日数	165.0	71.7	103.8	62.9%	C
短期入所（医療型）	実利用者数	0.0	0.5	0.4	皆増	A	
	延利用日数	0.0	1.1	1.1	皆増	A	
自立生活援助	実利用者数	1.0	0.0	0.0	0.0%	D	
共同生活援助	実利用者数	120.0	115.1	123.3	102.7%	A	
施設入所支援	実利用者数	104.0	115.9	115.0	110.6%	A	
相 談 支 援	計画相談支援	実利用者数	150.0	143.1	146.9	97.9%	B
	地域移行支援	実利用者数	5.0	0.5	0.0	0.0%	D
	地域定着支援	実利用者数	1.0	0.8	0.8	83.3%	B
障 が い 児 福 祉 サ ー ビ ス	児童発達支援	実利用者数	12.0	14.4	11.3	94.4%	B
		延利用日数	93.0	107.8	77.5	83.3%	B
	医療型児童発達支援	実利用者数	0.0	0.0	0.0	—	—
		延利用日数	0.0	0.0	0.0	—	—
	放課後等デイサービス	実利用者数	16.0	16.6	11.7	72.9%	C
		延利用日数	233.0	221.3	187.8	80.6%	B
	保育所等訪問支援	実利用者数	0.0	0.0	0.0	—	—
		延利用日数	0.0	0.0	0.0	—	—
	居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	0.0	0.0	0.0	—	—
		延利用日数	0.0	0.0	0.0	—	—
福祉型児童入所支援	実利用者数	0.0	0.0	0.0	—	—	
医療型児童入所支援	実利用者数	0.0	0.0	0.0	—	—	
障害児相談支援	実利用者数	10.0	11.0	9.9	99.2%	B	

※評価基準（計画値比）：A（100%以上）、B（75%以上）、C（50%以上）、D（50%未満）

◆障害福祉サービス◆

サービス	事業実施に関する考え方
訪問系サービス	介護保険と併用して、障害福祉サービスの訪問系サービスを利用している者も増えてきており、今後も増加を見込みます。
生活介護	在宅者と施設入所者の一定の利用や今後、障がい者自身や介護者の高齢化等による利用の増加が見込まれるため、状況に応じた適切なサービスの提供体制の確保に取り組めます。
自立支援 (機能訓練)	県内に1か所しかなく、利用希望もなかったが、ニーズに応じて、円滑に利用できるよう調整します。
自立支援 (生活訓練)	施設入居者や精神科病院からの地域生活への移行の促進により、利用者及び延べ利用日数の増加を見込みます。
就労移行支援	一般就労への移行のほか、障がい者本人の就労方法への検討や調整の機能もあり、障がい者の就労支援に必要なサービスのため、今後も増加を見込みます。
就労継続支援 (A型)	R5に事業所の利用定員が増加したことに伴い、より一層、一般就労を目指したサービス利用の増加を見込みます。
就労継続支援 (B型)	定員に余裕がある事業所も多いため、特性に応じた就労ができるよう関係機関との連携を強化します。
就労定着支援	一般就労開始から半年経過後に開始されるサービスのため、就労後すぐの状況を把握しにくい傾向にあり、就労を継続できるように関係機関との連携強化について改善に取り組めます。
療養介護	利用者の多くが身体障がいと知的障がいのある方で、障がい者本人の意向把握が困難であるが、本人や家族の意向を踏まえた支援をできるように、事業所との連携に取り組めます。
短期入所	R4から専用床を有する事業所が開設したが、コロナ感染症の影響もありR6から本格的な稼働となる見込みです。 医療的ケア児等が利用できる短期入所は県内5か所しかないため、医療的ケア児等が利用できる事業所の確保に取り組めます。
共同生活援助	特別支援学校卒業予定者や精神科病院及び入所施設からの地域移行後の居住の場としてのニーズがあり、在宅者のGH利用ニーズも増加することが予想されることから、地域での安心した生活の場の拡充に取り組めます。
施設入所支援	施設入所者の地域移行を目指す一方で、身障重度の方やその介護者の高齢化により、グループホームではなく施設への入所が必要となるケースもあるため、引き続き施設入所へのニーズは対して適切に対応します。

◆相談支援◆

サービス	事業実施に関する考え方
計画相談支援	高齢化に伴う介護サービス併用者の増加によりケアプランでのサービス利用も増えてきているが、今後も障害福祉サービスのみの利用ニーズは一定数あることが見込まれるため、引き続き提供体制の確保に取り組めます。
地域移行支援	R3以降の利用者数の減少に伴い、利用状況は低調ではあるが、障がい者の住居の確保や地域での生活に移行するため、相談等の支援に取り組めます。
地域定着支援	障がい者が安心して地域で生活できるよう、引き続き、緊急の事態等に応じた相談等の支援体制の確保に取り組めます。

◆障害児福祉サービス◆

サービス	事業実施に関する考え方
児童発達支援	利用ニーズは一定数あるが、両親の就業等の状況により利用が難しい場合も多いため、今後、母子通所以外の児童発達支援の提供に取り組めます。
医療型児童発達支援	市内に事業者はなく、県内も1か所のみである。利用希望者が利用できるよう、医療機関との連携強化や医療職の確保などサービス提供できるよう、事業所との連携に取り組めます。
放課後等デイサービス	市内に1事業者のみであり、利用ニーズは多いが、利用できない方もいるため、障がい児の居場所として、サービスの利用ができるよう、事業所との連携に取り組めます。
障害児相談支援	障がい児や養護者への支援を充実させるため、安心したサービス利用ができるよう相談支援体制の強化に取り組めます。

(2) 地域生活支援事業の実績

		計画	R3実績	R4実績	達成率	評価	
1	理解促進・研修啓発事業	実施の有無	有	有	100.0%	A	
2	自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	100.0%	A	
3	相談支援事業						
	(1)障害者相談支援事業	箇所数	1	1	100.0%	A	
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	100.0%	A	
	(2)基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	100.0%	A	
	(3)住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	100.0%	A	
4	成年後見制度利用支援事業	実利用者人数	11	7	45.5%	D	
5	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	100.0%	A	
6	意思疎通支援事業						
	(1)手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣件数	110	12	53	48.2%	D
	(2)手話通訳者設置事業	実人数	1	1	1	100.0%	A
7	日常生活用具給付等事業						
	(1)介護・訓練支援用具	年間件数	2	3	1	50.0%	C
	(2)自立生活支援用具	年間件数	2	8	7	350.0%	A
	(3)在宅療養等支援用具	年間件数	15	14	10	66.7%	C
	(4)情報・意思疎通支援用具	年間件数	5	5	5	100.0%	A
	(5)排泄管理支援用具	年間件数	1,826	1,577	1,537	84.2%	B
	(6)居宅生活動作補助用具〔住宅改修費〕	年間件数	2	0	2	100.0%	A
8	手話奉仕員養成研修事業	登録者数	10	3	3	30.0%	D
9	移動支援事業	実利用者人数	11	5	5	45.5%	D
		延利用時間	190	135	39	20.7%	D
10	地域活動支援センター						
	(1)自市町村分	箇所数	4	3	4	100.0%	A
		実利用者人数	180	134		0.0%	D
	(2)他市町村分	箇所数	3	2		0.0%	D
		実利用者人数	4	3		0.0%	D

◆地域生活支援事業◆

サービス	事業実施に関する考え方
理解促進・研修啓発事業	市内小中学校生への啓発授業の他、R5年度の障がい者週間事業で取り組んだ周知啓発ブース・研修会を引き続き実施します。
自発的活動支援事業	当事者等の社会参加の支援のため必要な事業であり、利用促進を図るため、事業内容について更に周知を図ります。
相談支援事業	宮古圏域4市町村で共同実施している事業であり、障がい者の相談体制を確保し、安心して地域で生活できるよう、引き続き実施します。
成年後見制度利用支援事業	親亡き後を不安視するケースの増加により、市長申立てに関する相談も増えていくことが予測されます。みやこ圏域成年後見センターと連携し、制度利用に関する相談や普及啓発、受任者調整に取り組みます。
成年後見制度法人後見支援事業	今後もさらに人口減少が進むことが予測されるため、受任者を増やす取組みとして、今後事業の拡充が必要です。宮古圏域後見センターと連携し、法人後見の在り方について検討を進めます。
意思疎通支援事業	多様な情報保障手段を確保するため、引き続き遠隔手話サービスの利用を含め、利用ニーズに合った支援を実施します。
日常生活用具給付等事業	障がい者の日常生活を支えるため、用具のニーズを確認しながら、必要な用具の給付が行えるよう、事業内容について更に周知を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	養成研修を終了後も継続して事業に携われる体制は維持できています。今後、事業の周知等を図りながら、継続して実施していく必要があります。
移動支援事業	コロナ感染症のため、外出機会の制限等により利用時間は減少したが、利用希望者がスムーズに外出できるよう事業の実施体制の強化に取り組めます。
地域活動支援センター	利用者のニーズに沿った活動の充実を図りながら、事業について周知を行い、障がい者の特性に応じた居場所の確保に取り組めます。
日中一時支援事業	障がい児者の日中の居場所としてのニーズが高いことから、多様な居場所の確保のため、サービス基盤の確保に取り組めます。
訪問入浴事業	外出困難な障がい児者の入浴機会の確保のために必要なサービスであり、今後もニーズに応じたサービスを利用できるよう、事業所との連携強化に取り組めます。

3 目標値の設定（成果目標）

成果目標とは、障がい者自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、国の指針に基づき、提供体制を整備するための目標となっています。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ①令和４年度末時点における施設入所者の6%以上が令和８年度末までに地域生活へ移行する。
②令和８年度末時点における施設入所者を、令和４年度末時点から5%以上削減する。

【目標値の設定】

項目	数値	備考
令和４年度末時点の施設入所者数（A）	115人	
令和８年度末時点の施設入所者数（B）	108人	
【目標値】 地域生活移行者数	7人	令和８年度までに地域移行する者の数
【目標値】 削減数（A）－（B）	7人	令和４年度末時点の施設入所者数から令和８年度末時点の施設入所者の削減見込み数
数値の考え方	国の基本指針に基づき、令和４年度末時点における施設入所者の6%以上（6.9人≒7人）が令和８年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和４年度末時点の施設入所者数から5%（5.8人≒6人）以上削減することを基本とします。	

【目標達成に向けた取り組み】

施設からの地域生活移行希望者は一定数以上あると推測されることから、福祉施設と連携し、地域生活移行希望者が地域で生活できるよう、本人や家族のニーズを踏まえながら関係機関と連携し、地域移行に向けた支援を行っていきます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	⇒ 325.3 日以上
②精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上及び65歳未満）	⇒ 岩手県が決定
③精神科病院入院後3か月時点の退院率	⇒ 68.9%以上
精神科病院入院後6か月時点の退院率	⇒ 84.5%以上
精神科病院入院後1年時点の退院率	⇒ 91.0%以上

【目標値の設定】

項目	数値	備考
【目標値】 地域における平均生活日数	326 日以上	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数
【目標値】 1年以上長期入院患者数	—	精神病床の入院患者数 【岩手県において決定】
【目標値】 精神科病院入院後の退院率	69%以上	3か月時点
	85%以上	6か月時点
	91%以上	1年時点
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び関係者の参加数	1 回	協議の場の年間開催回数
	10 人	協議の場の参加者数
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	実施回数
数値の考え方	国の基本指針に基づき、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着について評価します。	

【目標達成に向けた取り組み】

宮古圏域障がい者自立支援協議会を活用し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がい者の退院後の地域で生活するために必要な支援体制の構築や目標の設定及び評価を実施します。また、目標に対する実績を把握するために岩手県をはじめとした関係機関との情報共有を強化します。

(3) 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- ①各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備し、地域生活支援拠点にはコーディネーター等を配置するとともに、年1回以上運用状況を検証・検討する。
- ②強度行動障害を有する障がい者に対して、支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

【目標値の設定】

項目	数値	備考
令和4年度末時点の設置数(A)	1か所	
令和8年度末時点の設置数(B)	1か所	
【目標値】 地域生活支援拠点整備数	1か所	宮古圏域全体で設置
【目標値】 運用状況の検証・検討	年4回	構成市町村ごとに1回ずつ実施
【目標値】 強度行動障害を有する障がい者の 状況や支援ニーズの把握	1回	計画期間中に1回実施
数値の考え方	圏域で設置した地域生活支援拠点について、宮古圏域障がい者自立支援協議会を活用し、構成市町村に係る運用状況の検証・評価を行います。	

【目標達成に向けた取り組み】

令和4年度から宮古圏域4市町村で地域生活拠点事業を開始し、24時間365日の相談体制を構築するとともに、緊急時の受入を実施しており、今後も宮古圏域基幹相談支援センターを核として、これまでに培ってきた圏域の社会資源のネットワーク機能を最大限に活用していくこととします。

併せて、相談支援事業、住宅入居支援事業などの各種事業及び宮古圏域障がい者自立支援協議会の専門部会機能の有機的な連携により、面的機能の強化を図り、重層的な支援体制の構築を目指します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- ①就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数⇒移行者数を令和3年度実績の **1.28 倍以上**
- ②就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所
⇒就労移行支援事業所の **5割以上**
- ③就労定着支援事業の利用者数⇒令和3年度末実績の **1.41 倍以上**
- ④就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合⇒ **2割5分以上**

【目標値の設定】

項目	数値	備考
令和3年度末時点の就労移行支援を通じた一般就労への移行者数	7人	
令和3年度末時点の就労定着支援の利用者数	10人	
【目標値】 令和8年度末時点の就労移行支援を通じた一般就労への移行者数	9人	令和3年実績の1.28倍
【目標値】 令和8年度末時点の就労定着支援の利用者数	15人	令和3年実績の1.41倍
【目標値】 就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所割合	5割	
【目標値】 就労定着支援事業利用終了後、一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	2割5分	
数値の考え方	国の基本指針に基づき、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中の一般就労移行者等の目標値を設定します。	

【目標達成に向けた取り組み】

宮古市には、就労移行支援事業所が1か所のみであることから、就業・生活支援センター等の関係機関との連携をさらに強化することにより、一般就労を目指す障がい者を積極的に支援します。

また、就労先となる企業の理解促進を図るため、障がい者への理解に係る啓蒙活動や就労先の拡大について関係機関と協力し取り組むこととします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ①児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
- ②すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築
- ③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保

【目標値の設定】

項目	数値	備考
児童発達支援センター設置数	1か所	宮古圏域全体で設置
保育所等訪問支援	1か所	宮古圏域全体で設置
数値の考え方	国の基本指針に基づき、令和8年度末までに児童発達支援センターを整備します。 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がそれぞれ1か所しかない現状を踏まえ、サービス基盤の拡充に取り組むこととします。	

【目標達成に向けた取り組み】

宮古圏域障がい者自立支援協議会と連携しながら、児童発達支援センターの設置や、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置、圏域での支援体制の整備に努めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

【国の基本指針】

- ①各市町村⇒[基幹相談支援センターを設置](#)
- ②自立支援協議会⇒[個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善](#)

【目標値の設定】

項目	数値	備考
基幹相談支援センターの設置	1か所	宮古圏域全体で設置
自立支援協議会における個別事例の検討の実施	1回	
数値の考え方	国の基本指針に基づき、令和8年度末までに相談支援体制の充実・強化に取り組みます。 事業の実施については、圏域市町村の共同事業として実施している基幹相談支援センターと連携し取り組みます。	

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

【国の基本指針】

- | |
|---|
| ①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数 |
| ②障害自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数 |

【目標値の設定】

項目	数値	備考
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	10人	参加人数
事業者向け研修会の開催	1回	実施回数
数値の考え方	国の基本指針に基づき、令和8年度末までに障害福祉サービスの質の向上に取り組みます。 市では、岩手県が実施する各種研修に参加するとともに、障害福祉サービスの質を向上させるために事業者向け研修会を開催します。	

4 サービス見込量及び見込量確保のための方策等（活動指標）

（1）活動指標

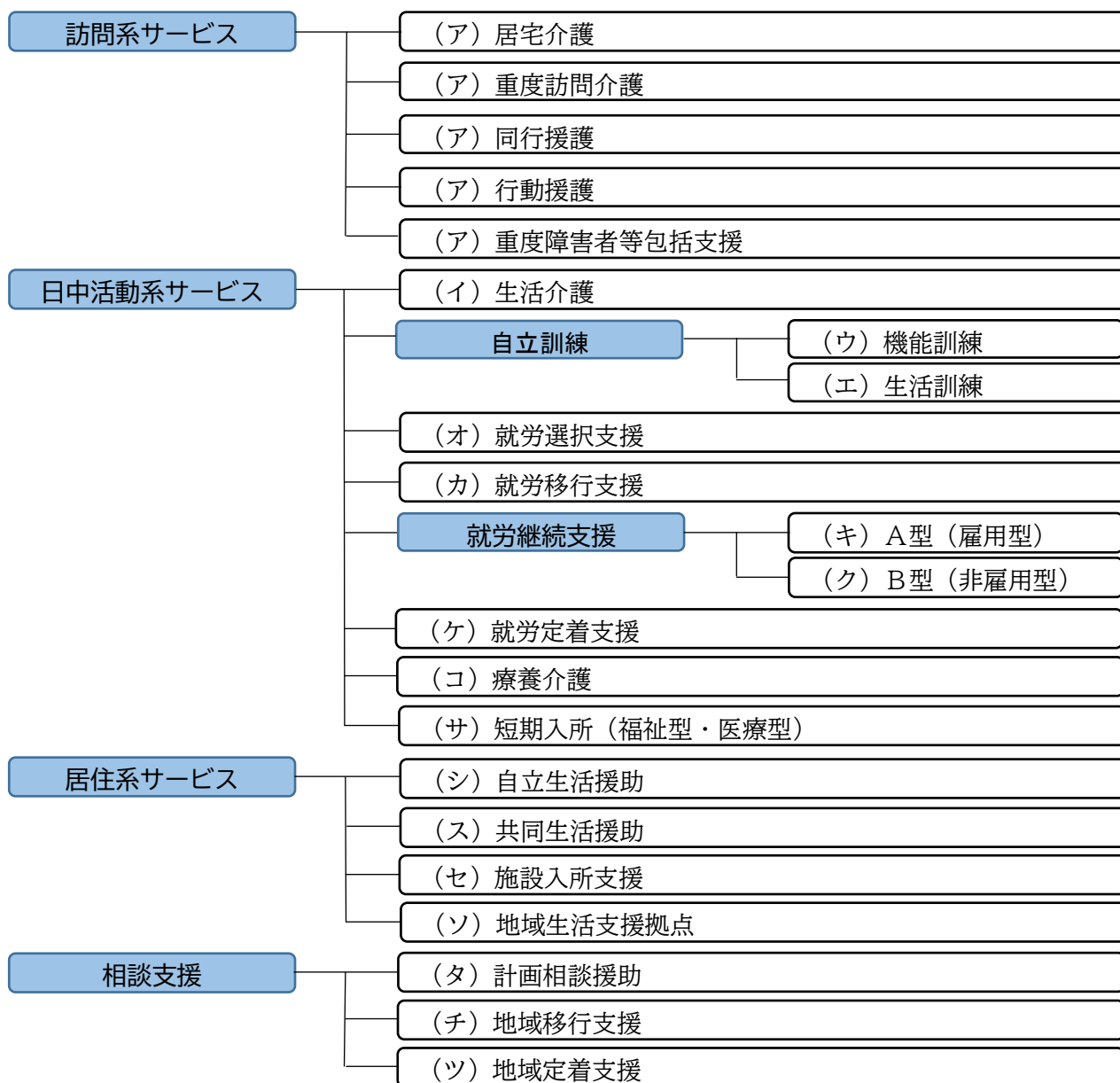
活動指標とは、成果目標等を達成するためにサービスの必要量の見込みを評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに定期的に分析及び評価します。

（2）活動指標の算定方法

障害福祉サービスの見込量については、現在のサービス利用者の人数などをベースとして、障がい者及び障がい児へのアンケート調査を実施し、その結果とサービスの提供基盤を勘案して見込量を算出しました。

（3）障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

障害者総合支援法に定める障害福祉サービスは、下記の図のように分類されます。市では、利用者個々の自立生活の支援のため、下記のサービスを実施します。



以下、サービスごとに令和6年度から令和8年度までのサービス見込量を掲載します。比較に使用した令和4年度の数値は実績によるものです。

(ア) 訪問系サービス

サービス見込量 (月間量)		R4年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実利用者数(人)		75	77	79
延利用時間(時間分/月)		1,454	1,493	1,532	1,571
事業の実施に関する考え方	●地域移行を進めるため、在宅生活を支えるサービスの充実が必要となります。また、単身世帯や介護者の高齢化により利用が増えると考えられ、利用者数・利用時間数ともに今後も微増で推移すると見込みます。				
見込量確保のための方策	●利用者数・利用時間数ともに微増が見込まれることから、ニーズに合ったサービス量を確保するため、サービス提供事業者との連携を図り、体制を整えていきます。 ●障がい者に対してサービスの内容や利用方法について一層の周知を図ります。				

(イ) 生活介護

サービス見込量 (月間量)		R4年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実利用者数(人)		182	185	190
延利用日数(人日分)		3,443	3,515	3,610	3,705
事業の実施に関する考え方	●一定の利用が見込まれるほか、今後、就労継続支援B型利用者の高齢化・重度化に伴う生活介護の利用など、微増を見込みます。				
見込量確保のための方策	●サービス提供事業所の利用状況等を踏まえ、適切なサービス提供体制の確保に取り組みます。				

(ウ) 自立訓練(機能訓練)

サービス見込量 (月間量)		R4年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実利用者数(人)		0	1	1
延利用日数(人日分)		0.0	16	16	16
事業の実施に関する考え方	●入院生活から地域生活を送る人のうち、その多くは居宅介護や日中系サービスを利用していることから、潜在的なニーズはあると考えられます。				
見込量確保のための方策	●市内にはサービス提供事業所がなく、県内でも1事業所のみであることから、ニーズに応じて、県内実施事業所との連携によるサービス提供の確保を図ります。				

(エ) 自立訓練(生活訓練)

サービス見込量 (月間量)		R4年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実利用者数(人)		25	25	25
延利用日数(人日分)		563	565	565	565
事業の実施に関する考え方	●施設入所者や精神科病院入院者の地域生活移行が進めるために必要なサービスであり、ニーズは微増傾向にあるが、圏域内事業所数が限られるため、現状維持の利用が見込まれます。				
見込量確保のための方策	●医療機関やサービス提供事業者等と連携し、地域生活移行者のニーズに応じたサービス提供体制の維持に取り組みます。				

(オ) 就労選択支援

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数 (人)		—	—	0
延利用日数 (人日分)		—	—	0	0
事業の実施に関する考え方	●令和7年度から実施される予定のサービスであり、計画期間中に関係機関と連携し、サービスの在り方について検討します。				
見込量確保のための方策	●令和7年度から実施される予定のサービスであり、現段階において利用ニーズ及び実施意向ともにありません。				

(カ) 就労移行支援

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数 (人)		9	10	10
延利用日数 (人日分)		164	190	190	190
事業の実施に関する考え方	●特別支援学校卒業者の就労アセスメント*15など必要なサービスであるため、今後も継続して一定数の利用を見込みます。				
見込量確保のための方策	●就労支援を実施する機関のネットワークの充実を図り、個々の障がい者の就労支援プログラムに沿った支援を推進します。 ●生活介護、自立訓練、就労継続支援などの他サービスを利用している者の就労移行支援サービスを活用したステップアップの仕組みを構築し、ニーズに応じたサービス提供体制の拡大に取り組みます。				

(キ) 就労継続支援A型

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数(人)		20	21	23
延利用日数 (人日分)		395	415	435	455
事業の実施に関する考え方	●就労継続支援B型利用者で、就労継続支援A型の利用希望があるが、サービス実施事業所が限られているため、利用者数は横ばいで経過すると見込みます。				
見込量確保のための方策	●就労支援を実施する機関と連携して、就労継続支援A型への移行を促していくとともに、ニーズに応じたサービス提供体制の整備を促します。				

(ク) 就労継続支援B型

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数 (人)		228	230	235
延利用日数 (人日分)		3,735	3,910	3,995	4,080
事業の実施に関する考え方	●事業所ごとに多様な就労訓練形態があり、利用希望者に応じた事業所の選択が可能となっています。				
見込量確保のための方策	●身近な地域で訓練や生産活動が行うことができる体制づくりを支援するとともに、関係事業所と連携しながら、就労継続支援A型へのステップアップや、就労移行支援による一般企業への就職を促します。				

*15 就労アセスメント：就労に必要な知識や能力を身に付け、地域の企業等で実習や訓練を重ねて一般就労を目指す就労移行支援事業所などにおいて、一時的に利用し、就労適正などのアセスメント（評価）を受けることができる制度。

(ケ) 就労定着支援

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数 (人)	10	10	12	14
事業の実施に関する考え方	●平成 30 年度から開始されたサービスであり、サービスの浸透とともに利用者は微増傾向にあります。				
見込量確保のための方策	●市内（圏域）の事業所は 1 か所であり、今後、利用者数に基づく定員数となるよう事業所と協議を行い、サービス提供体制の拡大に取り組みます。				

(コ) 療養介護

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数 (人)	16	16	16	16
事業の実施に関する考え方	●県内の受入施設が満床状態であり、また、利用対象者が限定されていることから、利用者数は横ばい傾向を見込みます。				
見込量確保のための方策	●新たなニーズに対して、サービスを提供できるよう受入施設との情報共有や調整に取り組みます。				

(サ) 短期入所（福祉型、医療型）

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者 (人)	10	12	16	20
	延利用日数 (人日分)	104	120	160	200
事業の実施に関する考え方	●医療的ケア児や強度行動障がい者の短期入所サービスに対するニーズは高いことから、利用者の増を見込みます。				
見込量確保のための方策	●専用床を持った短期入所事業所において、必要時に確実な利用が行われるよう連携を強化し、サービス提供体制の構築に取り組みます。				

(シ) 自立生活援助

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数 (人)	0	1	1	1
事業の実施に関する考え方	●市内（圏域）には事業所がないことから、制度周知が図られ利用が促進されるまでは横ばい傾向を見込みます。				
見込量確保のための方策	●市内（圏域）には事業所はないことから、相談支援事業者と連携した取り組みなどにより、地域生活への支援を行うとともに、サービス提供事業所の確保に取り組みます。				

(ス) 共同生活援助（グループホーム）

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数 (人)	124	130	140	140
事業の実施に関する考え方	●特別支援学校卒業予定者や、精神科病院及び入所施設からの地域生活移行後の居住の場としてのニーズがあり、利用者の状態に応じたサービスの提供が必要です。				
見込量確保のための方策	●地域移行生活を希望する方に地域移行支援サービスを提供するなど、相談支援事業者と連携した取り組みなどにより、地域生活への支援を行うとともに、サービス提供事業所の確保を推進します。				

(エ) 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数 (人)	115	112	110	108
事業の実施に関する考え方	●障害者支援施設の新築移転にあたっては、国の基本指針に基づき、入所定員数を5%以上削減します。				
見込量確保のための方策	●特別支援学校卒業予定者等の入所希望や入所待機者などから、真に必要な方が施設入所できるように、地域生活へ移行する体制の構築を図ります。				

(ソ) 地域生活支援拠点等

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	整備数 (か所)	1	1	1	1
	検証・検討 (回)	1	1	1	1
事業の実施に関する考え方	「3 目標値の設定 (成果目標)」中「(3) 地域生活支援の充実」のとおり				
見込量確保のための方策	「3 目標値の設定 (成果目標)」中「(3) 地域生活支援の充実」のとおり				

(タ) 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数 (人)	147	150	155	160
事業の実施に関する考え方	●これまで利用者は増加傾向で推移しているため、今後も同様に増加を見込みます。				
見込量確保のための方策	●計画相談支援を担う相談支援事業所の確保と相談支援専門員の増員を圏域全体の課題として取り組むとともに、利用者の適切なサービス利用のため、計画内容の質の向上を図ります。				

(チ) 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数 (人)	0	1	2	3
事業の実施に関する考え方	●グループホームなどには移行支援を受けずに入居している状況であり、サービス利用者は少ないことから、同様に利用者は少なく横ばいを見込みます。				
見込量確保のための方策	●入所施設、精神科病院及び一般相談支援事業所*16との情報共有により連携を図り、利用者の希望する生活を実現できるよう支援するとともに、一般相談支援事業所数の維持と質の向上に取り組めます。				

(ツ) 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数 (人)	1	1	1	1
事業の実施に関する考え方	●自宅やアパートへの移行後の定着を想定したサービスであり、対象者が限定されることから1人を見込みます。				
見込量確保のための方策	●一般相談支援事業所と十分に連携を図り、地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、一般相談支援事業所数の維持と質の向上に取り組めます。				

*16 一般相談支援事業所：地域生活へ移行するための支援や移行に必要な障害福祉サービスの利用体験や宿泊体験のほか、地域での生活において生じる悩みや不安の解消などを行う。

(4) 発達障がい者等に対する支援の方策

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、「岩手県発達障がい者支援センター」との連携を強化します。

また、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、支援体制を構築します。

(テ) ピアサポートの活動

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	参加人数 (人)	0	0	1	1
事業の実施に関する考え方	●ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を構築するため、支援プログラム等の実施者の養成に取り組みます。				
見込量確保のための方策	●基幹相談支援センター等をはじめ、関係機関と連携し、ピアサポート活動への参加を支援します。				

(5) 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

市町村の実情に合わせて実施することとされている地域生活支援事業について、市では、障がい児者のニーズにきめ細かく対応したサービス提供を行い、障がい児者が地域で安心して暮らせるよう、下記の地域生活支援事業を実施します。



以下、サービスごとに令和6年度から令和8年度までのサービス見込量を掲載します。比較に使用した令和4年度の数値は実績によるものです。

(ア) 理解促進研修・啓発事業

サービス見込量		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実施の有無	有	有	有	有
事業の実施に関する考え方	●障がい者週間（12月3日～9日）に合わせた各種啓発活動や、小中学生を対象とした障がい者等の理解を深める教室について、今後も継続して取り組みます。				

(イ) 自発的活動支援事業

サービス見込量		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実施の有無		有	有	有
事業の実施に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい児者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい児者、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援します。 ●障がい者やその家族で構成される団体を中心に、制度の周知や広報を図ります。 				

(ウ) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

サービス見込量		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	箇所数（か所）		1	1	1
事業の実施に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●市窓口における一次相談窓口及び多様な障がいに対応可能な二次相談窓口をこれまでと同様に設置します。 ●障がい者等に対して必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等を充実させるため、相談支援機能の強化を図ります。 				
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ●二次相談窓口は、圏域4市町村共同事業として市内に1か所設置しており、利便性の高い場所であることや専門性の高い職員の集約の観点から、今後も同様に設置し、職員の資質向上や人材の確保を図ります。 				

②基幹相談支援センター

サービス見込量		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	設置の有無		有	有	有
事業の実施に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における相談支援の中核的な役割を担う拠点として、今後も設置します。 ●多様な障がいや各種ニーズに対応できる総合的な相談を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化に取り組み、相談支援拠点としての機能を充実させます。 ●地域における共通課題を相談支援拠点のネットワーク機能を活用して解決を図ります。 				

③基幹相談支援センター等機能強化事業

サービス見込量		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実施の有無		有	有	有
事業の実施に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●一般的な相談支援を行う障害者相談支援事業に加え、精神保健福祉士等の専門的職員を配置し、圏域共同事業として運営しています。 ●今後も、専門的職員を配置することにより、高度な相談に対応します。 				

④住宅入居等支援事業

サービス見込量		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実施の有無		有	有	有
事業の実施に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●圏域市町村の共同事業としている相談支援事業の一環として、居住に関する一般相談及び地域生活移行者の居住の場に関する必要な支援を実施しています。 ●今後も、施設入所者や精神科病院入院者の地域生活移行の際の支援として事業を継続し、また、宮古圏域障がい者自立支援協議会の精神保健部会においても支援を継続します。 				

(工) 成年後見制度利用支援事業

サービス見込量 (年間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数 (人)		5	7	8
事業の実施に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●今後、本格的な少子・高齢化の進展、家庭機能の変化、地域移行の理念の定着等により成年後見制度の利用ニーズは高まり、制度利用のための費用捻出が困難な人に対する事業の必要性が高まるものと考えます。 				
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ●市長による後見等開始の審判請求や、成年後見に関する一般相談（相談支援事業の一環）を実施しており、これらの制度と併せて事業の一層の周知を図ります。 ●関係機関と連携し、後見制度利用に係る支援体制の構築に取り組みます。 				

(オ) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス見込量 (年間)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実施の有無		有	有	有
事業の実施に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●今後、親族間の関係の希薄化、親族自身の高齢化、権利意識の高まりなどを背景として、成年後見制度のニーズが高まると考えられます。 ●宮古圏域成年後見センターと連携し、持続可能な後見受任体制の構築に取り組みます。 				

(カ) 意思疎通支援事業

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ②手話通訳者設置事業

サービス見込量 (年間数)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	①手話通訳者・要約筆記者派遣件数(年人)	53	60	70	80
	②手話通訳者設置 (人)	1	1	1	1
	手話奉仕員登録者数 (年間)	3	3	5	5
事業の実施に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●手話については、利用者が限られているものの、各種会議や講演会等への参加、医療機関受診等の利用があり、今後も微増で推移すると見込みます。 ●タブレット端末等を活用した遠隔手話サービスを実施し、意思疎通支援事業の利便性の向上を図るとともに、多様な情報取得のための手段を検討します。 				
見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ●聴覚障がい者及び当事者団体、支援者団体等に対して制度の周知を図るほか、市主催の行事に積極的に手話及び要約筆記を設置し、聴覚障がい者自身の活発な社会参加及び周囲による支援体制づくりを強化します。 				

(キ) 日常生活用具給付等事業

サービス見込量 (年間件数)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	①介護・訓練支援用具		1	2	2
②自立生活支援用具		7	10	10	10
③在宅療養等支援用具		10	12	12	12
④情報・意思疎通支援用具		5	7	7	7
⑤排泄管理支援用具		1,537	1,600	1,600	1,600
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)		2	2	2	2
事業の実施に関する考え方	●事業の対象となる身体障害者手帳所持者数は減少傾向であるものの、ぼうこう・直腸機能障がい者は増加傾向にあるため、排泄管理支援用具は一定程度増加、その他については、現状維持を見込みます。				
見込量確保のための方策	●手帳交付時など、あらゆる機会を通して制度の周知を図ります。 ●対象品目や仕様については、ニーズなどを考慮し広く検討し、事業の充実を図ります。				

(ク) 手話奉仕員養成研修事業

サービス見込量 (見込者数)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	講習修了見込み者数(人)		3	3	5
事業の実施に関する考え方	●「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通にかかる施策の推進に関する法律」に基づき、情報の取得利用・意思疎通のために奉仕員の養成を継続実施します。				
見込量確保のための方策	●当事者を主体とした手話奉仕員の養成研修を継続し、広く研修事業の周知にも取り組みます。				

(ケ) 移動支援事業

サービス見込量 (年間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数(人)		5	5	5
延利用時間(時間)		39	50	100	150
事業の実施に関する考え方	●制度の周知や障がい者の社会参加の場が充実することにより、新たなニーズが見込まれることから、微増で推移すると見込みます。				
見込量確保のための方策	●必要により行動援護や同行援護との利用調整を行い、利用者に合ったサービスの提供を図るとともに、制度の周知を図ります。				

(コ) 地域活動支援センター

サービス見込量 (年間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	市内箇所数(か所)		3	3	3
実利用見込者(人)		110	115	120	125
市外箇所数(か所)		3	3	3	3
実利用見込者(人)		5	5	5	5
事業の実施に関する考え方	●I型事業所は、圏域市町村共同事業として市内に1か所設置します。 ●II型事業所は、市内に2か所、市外に3か所所の登録事業所があります。				
見込量確保のための方策	●利用者の日中の居場所を確保するため、創作活動、リハビリテーション、余暇支援等、利用者のニーズに沿った活動の充実を図ります。				

(サ) 日中一時支援事業

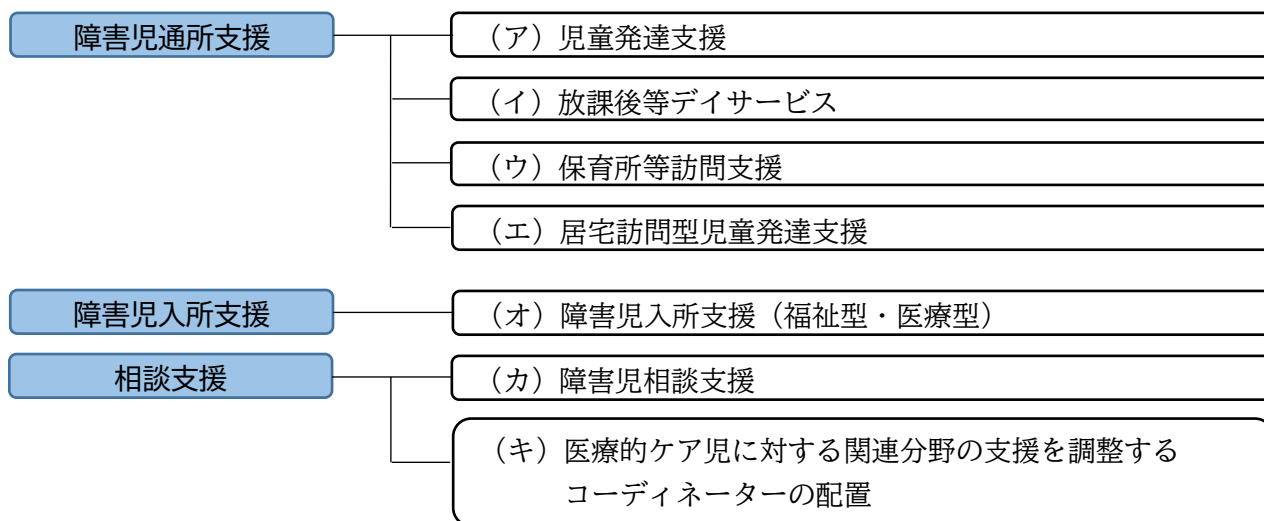
サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数 (人)	41	43	45	47
	延利用時間 (人日分)	2,422	2,537	2,655	2,773
事業の実施に関する考え方	●今後も、障がい児者の日中の居場所として、一定水準の利用者数で推移すると思われまます。				
見込量確保のための方策	●本人及びその家族のニーズを適切に把握し、サービス提供事業所との連携を図ることにより、必要なサービス提供体制の確保に取り組みます。				

(シ) 訪問入浴事業

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数 (人)	4	4	4	4
	延利用時間 (人日分)	41	41	41	41
事業の実施に関する考え方	●在宅の重度障がい者の潜在的なニーズがあると考えますが、入浴を提供する他のサービスもあることから、横ばいを見込みます。				
見込量確保のための方策	●手帳交付時など、あらゆる機会を通して制度の周知を図るとともに、利用を希望する方に対しては、適切なサービス提供が図られるよう支援します。				

(6) 障害児通所支援サービス等の見込量と確保のための方策

児童福祉法に定める障害児通所支援サービスは、下記の図のように分類されます。市では、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、下記のサービスを実施します。なお、障害児入所支援は、岩手県が実施するサービスです。



以下、サービスごとに令和6年度から令和8年度までのサービス見込量を掲載します。比較に使用した令和4年度の数値は実績によるものです。

(ア) 児童発達支援

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数 (人)		12	20	22
延利用日数 (人日分)		78	130	143	156
事業の実施に関する考え方	●法改正により、医療型児童発達支援と統合されることから、ニーズを適切に把握し、サービス提供体制が不足しないよう取り組みます。				
見込量確保のための方策	●令和6年度に新たに児童発達支援センター事業所の開設が予定されていることから、実施法人と連携し、サービスの周知に取り組みます。				

(イ) 放課後等デイサービス

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数 (人)		12	12	16
延利用日数 (人日分)		188	190	256	288
事業の実施に関する考え方	●アンケート調査では、継続利用に加え、新たに利用希望する方も多いことから、今後も増加を見込みます。				
見込量確保のための方策	●サービス提供事業所が1か所のみであり、すべてのニーズに対応できるよう、関係機関と連携のうえ、サービス提供事業所の確保に取り組みます。				

(ウ) 保育所等訪問支援

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数 (人)		0	5	7
延利用日数 (人日分)		0	60	84	96
事業の実施に関する考え方	●保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校などに通う障がい児に一定程度の利用ニーズがあると考えられます。				
見込量確保のための方策	●令和6年度に開設される児童発達支援センターにおいて事業実施できるよう、関係機関と協議を行います。				

(エ) 居宅訪問型児童発達支援

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数 (人)		0	1	2
延利用日数 (人日分)		0	6	18	36
事業の実施に関する考え方	●障がい児の養護者等に事業の周知を行うとともに、ニーズの把握を行い、関係機関等と連携し事業の実施について検討します。				
見込量確保のための方策	●令和6年度に開設される児童発達支援センターにおいて事業実施できるよう、関係機関と協議を行います。				

(オ) 障害児入所支援 (福祉型・医療型)

事業の実施に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児入所支援は、児童福祉法に基づき岩手県が行うものとなります。 ●障がい児が市街地において生活を送ることのできる環境が整備され、また、個々の障がいの特性に応じた支援が可能となっています。 				
--------------	--	--	--	--	--

(カ) 障害児相談支援

サービス見込量 (月間量)		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	実利用者数 (人)		10	12	13
事業の実施に関する考え方	●障害児相談支援は、少子化の伸展による障がい児の減少が見込まれますが、サービスが必要な障がい児が利用できるよう、制度の周知等を行います。				
見込量確保のための方策	●障害児相談支援を担う相談支援事業所の確保と相談支援専門員の増員を圏域全体の課題として取り組むとともに、利用者の適切なサービス利用のために計画内容の質の向上を図ります。				

(キ) 医療的ケア児コーディネーターの配置

サービス見込量		R4 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	コーディネーター配置人数(人)		1	1	1
事業の実施に関する考え方	●医療的ケアを必要とする障がい児が必要な支援を受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行います。				
見込量確保のための方策	●医療的なケアを必要とする障がい児が障害児相談支援を担う相談支援事業所の確保と相談支援専門員の増員を圏域全体の課題として取り組み、利用者の適切なサービス利用のために計画内容の質の向上を図ります。				

5 計画の評価と見直し（PDCAサイクル）

（1）評価と見直しの必要性

障がい者福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい児者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、目標の進捗状況を確認しながら、工夫や改善を行う取り組みが必要となります。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を確認し、分析及び評価を実施したうえで、課題等がある場合には、随時、対応していくことが求められます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を実施し、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

PDCAサイクルとは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価したのち、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていくうえで重要となります。

（2）計画におけるPDCAサイクル

国が定めた基本指針を踏まえ、本計画におけるPDCAサイクルのプロセスは、次のとおりとします。

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析及び評価を実施し、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
- 中間評価の際には、宮古圏域障がい者自立支援協議会の意見を聴くとともにその結果を公表します。

第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定のための
アンケート調査結果

- 1 実施期間 令和5年9月21日（木）から令和5年10月6日（金）
- 2 対象者数 宮古市内の障がい者及び障がい児
障がい者：610人（標本調査）
障がい児：114人（悉皆調査）
- 3 調査内容 別添調査票のとおり

4 回答状況

(1) 男女別

	障がい者		障がい児		合計		
	男	女	男	女	男	女	合計
送付数	328	282	64	50	392	332	724
回答数	134	149	21	17	155	166	321
回答率	40.9%	52.8%	32.8%	34.0%	39.5%	50.0%	44.3%

※性別未回答者：5人

(2) 地域別

	障がい者		障がい児		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
宮古地区	95	33.0%	15	39.5%	110	33.7%
田老地区	17	5.9%	6	15.8%	23	7.1%
新里地区	16	5.6%	1	2.6%	17	5.2%
川井地区	11	3.8%	3	7.9%	14	4.3%
その他	17	5.9%	1	2.6%	18	5.5%
未回答	132	45.8%	12	31.6%	144	44.2%
合計	288	100.0%	38	100.0%	326	100.0%

5 アンケート結果

【障がい者分】

(1) 回答者の障がい種別について

今回の調査は、各手帳所持者を対象に行っており、回答者数全体のうち、「身体障がい」が57.2%と最も高くなっています。

	人数		割合	
	男	女	男	女
身体障がい	81	90	57.4%	57.0%
知的障がい	28	41	19.9%	25.9%
精神障がい	29	26	20.6%	16.5%
手帳なし	1	1	0.7%	0.6%
未回答	2	0	1.4%	0.0%
合計	141	158	100.0%	100.0%

(2) 回答者の世帯について

未回答者を除き、「家族と同居」している障がい者は全体の77.8%、「単身世帯」は、21.2%となっています。また、性別による世帯状況の違いは、ほとんどありません。

「家族と同居」している方のうち身体障がいの方は、57.5%、知的障がいの方は22.4%、精神障がいの方は18.9%となっています。

	家族と同居			単身世帯			合計		
	男	女	未回答	男	女	未回答	男	女	未回答
身体障がい	64	67	0	16	16	0	80	83	0
知的障がい	22	29	0	6	12	1	34	36	1
精神障がい	23	20	1	6	6	0	30	26	1
手帳なし	0	1	0	0	0	0	0	1	0
未回答	1	1	1	0	0	0	2	1	1
合計	110	118	2	28	34	1	146	147	3

(3) 日常生活に介助が必要な方の介護者について

主たる介護者は「父母・祖父母・兄弟」が115人(50.4%)と最も多く、次いで「配偶者」が57人(25.0%)、「事業者」が43人(18.9%)となっています。

	父母・祖父母・兄弟	配偶者	子ども	事業者	その他	合計
身体障がい	44	52	6	17	2	121
知的障がい	39	0	0	18	2	59
精神障がい	32	5	0	8	3	48
合計	115	57	6	43	7	228

(4) 介助している方の年齢、健康状態について

事業者やその他を除き、親族等が主たる介助者となっている方で、介助者が「60代以上」の方は88人(55.7%)となっています。

	～30代	40代	50代	60代	70代	80代～	合計
よい	7	11	17	12	7	2	56
ふつう	3	8	18	33	15	3	80
よくない	1	0	5	10	2	4	22
合計	11	19	40	55	24	9	158

(5) 外出について

障がいを持つ方の外出の頻度は、「毎日する」が97人(34.2%)、「1週間に数回する」が102人(35.9%)で全体の約70%が1週間のうちに数回以上の外出をしています。

外出時の困る事は、「未回答」を除き「公共交通機関が少ない」(20.2%)で最も多く、次いで、「困った時にどうすればいいか心配」が66人(15.9%)となっています。

[外出の頻度]

	身体	知的	精神	合計	割合
1週間に数回	61	22	19	102	67.1%
毎日	58	20	19	97	63.8%
月に数回	29	11	13	53	34.9%
まったくしない	14	14	4	32	21.1%
未回答	10	3	1	14	9.2%
合計	172	70	56	298	

[外出時に困ること]

	身体	知的	精神	合計	割合
公共交通機関が少ない	41	19	24	84	20.2%
困った時にどうすればいいか心配	26	25	15	66	15.9%
発作や突然の身体の変化が心配	27	8	14	49	11.8%
道路や駅に階段や段差が多い	35	5	3	43	10.4%
周囲の目が気になる	17	8	16	41	9.9%
列車やバスの乗り降りが困難	27	8	2	37	8.9%
その他	21	7	7	35	8.4%
外出先の建物の設備が不便	24	7	1	32	7.7%
切符の買い方や乗り換えの方法が分かりにくい	3	12	3	18	4.3%
介助者が確保できない	3	7	0	10	2.4%
未回答	48	19	9	76	18.3%
合計	272	125	94	491	

(6) 日中の過ごし方について

障がいを持つ方の日中の過ごし方は、「未回答」を除き、「会社勤め等で収入を得て仕事をしている」が81人(27.0%)で最も多く、次いで「自宅で過ごしている」が75人(25.0%)、「福祉施設・作業所等に通っている」が65人(21.7%)となっています。

	身体	知的	精神	合計	割合
会社勤め等で収入を得て仕事をしている	53	13	15	81	27.0%
自宅で過ごしている	46	10	19	75	25.0%
福祉施設・作業所等に通っている	16	31	18	65	21.7%
家事をしている	31	0	8	39	13.0%
入所施設や病院等で過ごしている	11	14	2	27	9.0%
リハビリテーションを受けている	6	0	0	6	2.0%
病院などのデイケアに通っている	4	0	0	4	1.3%
その他	1	0	1	2	0.7%
ボランティアなど収入を得ない活動をしている	1	0	0	1	0.3%
大学・専門学校・職業訓練校に通っている	0	0	0	0	0.0%
未回答	7	2	1	10	3.3%
合計	176	70	64	310	

※障がい重複している方については、それぞれの障がい区分で計上しているため、合計数が実人数と合わない。

(7) 就労について

収入を得て仕事をしている方のうち、「非常勤職員・派遣職員」と回答した方が33人(40.7%)と高くなっています。

また、就労先については、「同じところで働きたい」が60人(74.1%)と多くっており、現在の就労先に満足している方が多くなっています。

障がいを持つ方が、働くために望む配慮については、「職場内で障害に対する理解」が188人(27.0%)で最も多く、次いで「障がいの状況にあわせた働き方」が163人(23.4%)となっており、この状況は、各障がいともに共通したものとなっています。

[就労状況]

	身体	知的	精神	合計	割合
非常勤職員・派遣職員	14	9	10	33	40.7%
正職員であり、勤務条件は同等	27	2	3	32	39.5%
正職員であり、障がい者配慮がある	4	2	1	7	8.6%
その他	4	0	0	4	4.9%
自営業	3	0	0	3	3.7%
農林水産業	1	0	0	1	1.2%
未回答	0	0	1	1	1.2%
合計	53	13	15	81	

[就労先希望]

	身体	知的	精神	合計	割合
現在のところで働きたい	40	9	11	60	74.1%
違うところで働きたい	6	4	3	13	16.0%
働きたくない	6	0	1	7	8.6%
未回答	1	0	0	1	1.2%
合計	53	13	15	81	

[働くために必要な配慮]

	身体	知的	精神	合計	割合
職場内で障がいに対する理解	103	40	45	188	27.0%
障がいの状況にあわせた働き方	90	37	36	163	23.4%
障がい者向け求人情報の提供の充実	49	8	12	69	9.9%
通勤や移動に対する配慮や支援	36	14	18	68	9.8%
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	18	16	12	46	6.6%
職場での介助や援助	19	14	5	38	5.5%
法定雇用率の強化や達成促進による雇用先の増加	19	8	6	33	4.7%
わからない	12	14	5	31	4.4%
勤務場所でのバリアフリー等の配慮	22	2	0	24	3.4%
その他	3	1	0	4	0.6%
未回答	24	7	2	33	4.7%
合計	395	161	141	697	

(8) 福祉サービスの利用意向について

福祉サービスの利用状況は、日中活動系サービスが利用割合（27.7%）及び利用意向割合（36.4%）とももっとも高くなっています。

また、福祉サービスを利用したくないと考えている方の割合は精神障がいの方が（69.8%）と最も高くなっています。

		身体	知的	精神	合計	割合
日中活動系	利用している	36	50	15	101	27.7%
	利用したい	75	20	38	133	36.4%
	利用したくない	101	19	11	131	35.9%
入所系	利用している	7	19	5	31	11.6%
	利用したい	40	22	8	70	26.2%
	利用したくない	99	15	52	166	62.2%
居宅系	利用している	19	4	2	25	6.7%
	利用したい	76	20	10	106	28.4%
	利用したくない	129	25	88	242	64.9%
その他	利用している	17	12	4	33	6.8%
	利用したい	106	45	26	177	36.3%
	利用したくない	150	29	99	278	57.0%

(9) 障がいに関して相談する相手について

障害に関する相談相手は「家族や親せき」が216人(35.1%)と最も多く、次いで「かかりつけ医や看護師」が90人(14.6%)となっており、身近な人と相談をしていることがうかがえます。

	身体	知的	精神	合計	割合
家族や親せき	125	45	46	216	35.1%
かかりつけ医や看護師	51	7	32	90	14.6%
友人・知人	47	7	15	69	11.2%
施設の指導員	15	21	10	46	7.5%
職場の上司や同僚	15	14	7	36	5.8%
相談支援事業所等の民間相談窓口	16	14	5	35	5.7%
サービス事業所の人	22	6	3	31	5.0%
その他	12	12	5	29	4.7%
病院のケースワーカーやケアマネジャー	17	3	0	20	3.2%
行政機関の相談窓口	14	1	4	19	3.1%
近所の人	3	1	0	4	0.6%
障がい者団体や家族会	3	0	0	3	0.5%
民生委員・児童委員	2	0	0	2	0.3%
未回答	10	5	1	16	2.6%
合計	352	136	128	616	

(10) 障がいや福祉サービスに関する情報の入手先について

情報の入手方法は、多様であり、「本や新聞、雑誌の記事、ニュース」、「インターネット」、「家族や親せき、友人・知人」がほぼ同数である一方、行政機関や相談支援事業所などの関係機関から情報を得ている人は少数となっています。

	身体	知的	精神	合計	割合
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	91	14	19	124	16.7%
インターネット	77	9	30	116	15.7%
家族や親せき、友人・知人	74	28	12	114	15.4%
行政機関の広報誌	83	7	18	108	14.6%
サービス事業所や施設の職員	33	36	13	82	11.1%
かかりつけ医や看護師	32	3	22	57	7.7%
相談支援事業所等の民間相談窓口	11	13	6	30	4.0%
病院のケースワーカーやケアマネジャー	21	4	4	29	3.9%
行政機関の相談窓口	24	1	4	29	3.9%
その他	14	7	2	23	3.1%
障がい者団体や家族会	7	2	1	10	1.3%
民生委員・児童委員	1	0	0	1	0.1%
未回答	13	5	0	18	2.4%
合計	481	129	131	741	

(11) 災害への対応について

「一人で避難できる」と回答した方は、136人(45.6%)で半数近くは一人での避難が可能となっている一方、近隣に避難を援助してくれる人が「いない」・「わからない」と回答した方は、209人(70.1%)となっています。

また、災害時における不安な事項については、「避難先での不安」が114人(38.3%)で最も多く、避難所での困る事では、「食事・トイレ・入浴等の日常生活」が201人(26.4%)、となっています。

[一人での避難]

	身体	知的	精神	合計	割合
できる	85	19	32	136	45.6%
できない	44	34	10	88	29.5%
分からない	27	15	12	54	18.1%
未回答	16	2	2	20	6.7%
合計	172	70	56	298	

[近隣に援助をしてくれる人がいるか]

	身体	知的	精神	合計	割合
いない	60	29	25	114	38.3%
分からない	49	24	22	95	31.9%
いる	45	13	7	65	21.8%
未回答	18	4	2	24	8.1%
合計	172	70	56	298	

[発災時の不安事項]

	身体	知的	精神	合計	割合
避難先での不安	58	31	25	114	38.3%
避難する際の不安	41	21	13	75	25.2%
災害の状況が伝わってこない場合の不安	40	12	11	63	21.1%
その他	10	3	4	17	5.7%
未回答	23	3	3	29	9.7%
合計	172	70	56	298	

[避難所で困る事項]

	身体	知的	精神	合計	割合
食事・トイレ・入浴等の日常生活	124	48	29	201	26.4%
薬や医療のこと	96	28	36	160	21.0%
プライバシーの保護に関すること	54	20	298	103	13.5%
コミュニケーションのこと	27	36	26	89	11.7%
親族などとの連絡に関すること	33	22	15	70	9.2%
介護・介護してくれる人のこと	35	19	5	59	7.8%
補装具や日常生活用具のこと	22	7	5	34	4.5%
その他	9	9	5	23	3.0%
未回答	17	3	2	22	2.9%
合計	417	192	152	761	

(12) 障がいに対する理解を深めるために必要なことについて

障がいに対する理解を深めるためには「啓発」が必要と感じている人が 83 人 (29.2%) と最も多く、次いで、「交流を通じた障がい者への理解の促進」が 44 人 (15.5%)、となっています。

	回答数	割合
障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発	83	29.2%
障がいのある人の交流を通じた障がい者への理解の促進	44	15.5%
その他	28	9.9%
障がいのある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供	27	9.5%
学校における福祉教育の充実	26	9.2%
障がいのある人に対してのボランティア活動やボランティア人材育成の支援	15	5.3%
障がいのある人の地域活動への参加機会の促進	10	1.8%
福祉施設の地域住民への開放や地域住民との交流機会の促進	9	3.2%
障がいに関する講演会や学習会の開催	5	1.8%
未回答	37	13.0%
合計	284	

(13) 暮らしやすくなるために特にしてほしいことについて

障がいを持つ方が暮らしやすくなるために望んでいることは、「働けるところを増やす」が 45 人 (15.8%)、次いで「障がいのある人への理解を深める」が 41 人 (14.4%)、となっています。

	回答数	割合
障がいのある人が働ける事業所が少ないので、働けるところを増やしてほしい	45	15.8%
障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい	41	14.4%
外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上を図ってほしい	36	12.7%
いつでも何でも相談できる窓口を増やしてほしい	34	12.0%
その他	23	8.1%
外出（買い物当）の支援をしてほしい	15	5.3%
入所施設や短期入所施設を整備してほしい	14	4.9%
障がいのある人も余暇活動を楽しめるようにしてほしい	12	4.2%
毎日の生活の手助けがもっとほしい	11	3.9%
障がいに適した設備を持った住宅を用意してほしい	10	3.5%
グループホームを増やしてほしい	3	1.1%
障害のある人がいつでも学べる機会を作してほしい	3	1.1%
未回答	37	13.0%
合計	284	

(14) 情報の取得について

障害のある方の情報の入手方法については、「やや不十分」「まったく不十分」と回答した方が125人（44%）であり、情報の入手方法が不足していると言えます。

情報を取得するために必要な取組としては、「特性に応じた情報取得方法」140人（21.5%）、
「モバイル機器を活用した情報取得」96人（14.8%）が上位となっています。

情報の取得方法として、障害者支援アプリの利用について、「利用したい」「内容によっては利用したい」と回答した方が178人（62.7%）となっています。

[情報の入手方法]

	合計	割合
わからない	93	32.7%
やや不十分	89	31.3%
十分	44	15.5%
まったく不十分	36	12.7%
未回答	22	7.7%
合計	284	

[情報取得のために必要な取組]

	合計	割合
障がい者の特性に応じて情報を取得する方法が選択できること	140	21.5%
スマートフォン等のモバイル機器を活用して、情報を取得できること	96	14.8%
自分で24時間365日、必要な時に情報を取得できること	73	11.2%
今までどおり書面で情報を取得できること	64	9.8%
住んでいる地域に関わらず、等しく情報を取得できること	60	9.2%
相談窓口で、対面により情報を取得できること	49	7.5%
障がい者でない方と同じ内容の情報を、同じタイミングで取得できること	48	7.4%
自分が必要としている情報だけを取得できること	33	5.1%
最新の技術を使用し、容易に情報を取得できること	19	2.9%
電話やFAXで情報を取得できること	18	2.8%
未回答	50	7.7%
合計	650	

[障害者支援アプリの利用意向]

	合計	割合
内容によっては利用したい	109	38.4%
利用したい	69	24.3%
わからない	60	21.1%
利用しない	29	10.2%
未回答	17	6.0%
合計	284	

【障がい児分】

(1) 就学状況について

障がい児については、概ね特別支援学校へ就学する傾向が見られます。

	回答数
就学前（幼稚園・保育所・その他）	3
小学校	6
中学校	5
高等学校	2
特別支援学校	20
その他	0
未回答	0
合計	36

(2) 主たる介護者について

主たる介護者としては、「母」が27人（75.0%）と最も多く、次いで「施設の職員」が6人（16.7%）となっています。

	回答数	割合
母	27	75.0%
施設の職員	6	16.7%
父	2	5.6%
その他	1	2.8%
祖父	0	0
祖母	0	0
ホームヘルパー	0	0
未回答	0	0
合計	36	

(3) 外出について

障がいを持つ方の外出の頻度は、「毎日する」が18人（50.0%）、「1週間に数回する」が7人（19.4%）で全体の約7割の方が1週間のうちに数回以上の外出をしています。

外出時の困る事は、有効回答の中では、「外出先の建物の設備が不便」が11人（15.9%）で最も多くなっています。

[外出の頻度]

	回答数	割合
毎日外出する	18	50.0%
月に数回外出する	10	27.8%
1週間に数回外出する	7	19.4%
まったく外出しない	1	2.8%
未回答	0	0
合計	36	

[外出時に困ること]

	回答数	割合
外出先の建物の設備が不便	11	15.9%
外出にお金がかかる	9	13.0%
困った時にどうすればいいか心配	8	11.6%
周囲の目が気になる	8	11.6%
発作や突然の身体の変化が心配	7	10.1%
道路や駅に階段や段差が多い	6	8.7%
列車やバスの乗り降りが困難	5	7.2%
介助者が確保できない	4	5.8%
公共交通機関が少ない	3	4.3%
切符の買い方や乗り換えの方法が分かりにくい	3	4.3%
その他	2	2.9%
未回答	3	4.3%
合計	69	

(4) 福祉サービスの利用意向について

障害児向けサービスでは、「放課後等デイサービス」を利用したい人 11 人となっており、ニーズが最も多くなっています。

障がい児も使えるサービスでは、「日中一時支援」を利用したい人 11 人となっており、ニーズが最も多くなっています。

障がい者向けサービスでは、「生活介護」を利用したい人が 7 人となっており、ニーズが最も多くなっています。

		回答数
障がい児向け福祉サービス	利用している	15
	利用したい	17
	利用希望はない	13
障がい児も使える福祉サービス	利用している	9
	利用したい	24
	利用希望はない	16
障がい者向け福祉サービス	利用している	2
	利用したい	16
	利用希望はない	19

(5) 介護者の相談先について

障害に関する相談相手は「家族や親せき」が23人(24.0%)と最も多く、次いで「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」・「かかりつけ医や看護師」16人(16.7%)となっている一方、サービス事業所の職員から情報を得ている人は少数となっています。

	回答数	割合
家族や親せき	23	24.0%
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	16	16.7%
かかりつけ医や看護師	16	16.7%
施設の指導員等	11	11.5%
友人・知人	10	10.4%
相談支援事業所などの民間の相談窓口	6	6.3%
行政機関の相談窓口	6	6.3%
職場の上司や同僚	4	4.2%
その他	2	2.1%
インターネットなどの悩み相談室	0	0
サービス事業所の職員	0	0
障がい児団体や家族会	0	0
民生委員・児童委員	0	0
近所の人	0	0
未回答	2	2.1%
合計	96	

(6) 障がいや福祉サービスに関する情報の入手先について

情報の入手方法は、「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が16人(17.0%)と最も多く、次いで「かかりつけ医や看護師」が15人(16.0%)となっている一方、相談支援事業所や行政機関などから情報を得ている人は少数となっています。

	回答数	割合
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	16	17.0%
かかりつけ医や看護師	15	16.0%
家族や親せき、友人・知人	11	11.7%
行政機関の相談窓口	10	10.6%
インターネット	9	9.6%
サービス事業所や施設の職員	8	8.5%
行政機関の広報誌	7	7.4%
相談支援事業所などの民間の相談窓口	7	7.4%
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	7	7.4%
障がい者団体や家族会の機関紙など	1	1.1%
その他	1	1.1%
民生委員・児童委員	0	0
未回答	2	2.1%
合計	94	

(7) 障がいに気が付いて悩んだことや不満に思ったことについて

障がいがあることに気が付いたときに悩んだことや不満に思ったことについて、「発達支援をしてくれる機関が近くになくて遠方まで通った」が19人(29.2%)で最も多く、次いで「どこに相談すればよいかわからず悩んだ」が14人(21.5%)となっています。

	回答数	割合
発達支援をしてくれる機関が近くになくて遠方まで通った	19	29.2%
どこに相談すればよいかわからず悩んだ	14	21.5%
育児に疲れ家族を支えてくれる支援機関が欲しいと思った	10	15.4%
相談機関が変わるたびに同じ説明をすることに嫌気がさした	9	13.8%
地域社会の理解がないことに悩んだ	6	9.2%
その他	3	4.6%
親族の理解を得ることが難しかった	1	1.5%
未回答	3	4.6%
合計	65	

(8) 学校教育終了後に社会参加のために望む福祉施策について

学校教育終了後においては、「就業できる場所の充実」が23人(25.3%)、「障がいの特性に応じた作業所などの充実」が20人(22.0%)と就労の場の充実を希望する方が多い状況にあります。

	回答数	割合
就業できる場所の充実	23	25.3%
障がいの特性に応じた作業所などの充実	20	22.0%
入所施設の充実	17	18.7%
障がい者就業・生活支援センターの充実	14	15.4%
レクリエーション・学習活動を行う施設の充実	9	9.9%
その他	4	4.4%
職業訓練機関の整備	3	3.3%
未回答	1	1.1%
合計	91	

(9) 災害時の対応について

近隣に避難を援助してくれる人が「いない」・「わからない」と回答した方は、29人(82.9%)となっており、災害時の援護者の確保が課題となっています。

また、災害時における不安な事項については、「避難先での不安」が18人(51.4%)で最も多く、避難所での困る事では、「食事・トイレ・入浴等の日常生活」が25人(37.9%)、「コミュニケーション」が15人(22.7%)となっています。

[家族不在時の援助者について]

	回答数	割合
いない	15	42.9%
わからない	14	40.0%
いる	6	17.1%
合計	35	

[災害時に不安なこと]

	回答数	割合
避難先での不安	18	51.4%
災害の状況が伝わってこない場合の不安	8	22.9%
避難する際の不安	8	22.9%
その他	1	2.9%
合計	35	

[避難所で困ること]

	回答数	割合
食事・トイレ・入浴等の日常生活	25	37.9%
コミュニケーションのこと	15	22.7%
プライバシー保護に関すること	13	19.7%
薬や医療のこと	6	9.1%
親族などとの連絡に関すること	2	3.0%
介助や介護してくれる人のこと	2	3.0%
補装具や日常生活用具のこと	1	1.5%
その他	1	1.5%
未回答	1	1.5%
合計	66	

(10) 情報の取得について

障害のある方の情報の入手方法については、「やや不十分」「まったく不十分」と回答した方が23人(63.9%)であり、情報の入手方法が不足していると言えます。

情報を取得するために必要な取組としては、「特性に応じた情報取得方法」22人(22.4%)、「モバイル機器を活用した情報取得」19人(19.4%)が上位となっています。

情報の取得方法として、障害者支援アプリの利用について、「利用したい」「内容によっては利用したい」と回答した方が33人(91.7%)となっています。

[情報の入手方法]

	合計	割合
まったく不十分	12	33.3%
やや不十分	11	30.6%
わからない	7	19.4%
十分	3	8.3%
未回答	3	8.3%
合計	36	

[情報取得のために必要な取組]

	合計	割合
障がい者の特性に応じて情報を取得する方法が選択できること	22	22.4%
スマートフォン等のモバイル機器を活用して、情報を取得できること	19	19.4%
住んでいる地域に関わらず、等しく情報を取得できること	17	17.3%
相談窓口で、対面により情報を取得できること	11	11.2%
自分が必要としている情報だけを取得できること	8	8.2%
自分で24時間365日、必要な時に情報を取得できること	6	6.1%
障がい者でない方と同じ内容の情報を、同じタイミングで取得できること	6	6.1%
今までどおり書面で情報を取得できること	4	4.1%
最新の技術を使用し、容易に情報を取得できること	3	3.1%
電話やFAXで情報を取得できること	0	0
未回答	2	2.0%
合計	98	

[障害者支援アプリの利用意向]

	合計	割合
内容によっては利用したい	19	52.8%
利用したい	14	38.9%
わからない	2	5.6%
利用しない	0	0
未回答	1	2.8%
合計	36	

(11) 障がいへの理解を深めるために必要なこと

障害への理解を深めるために必要なこととして、「障がいのある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供」が24人(24.5%)、次いで「学校における福祉教育の充実」が18人(18.4%)となっています。

	回答数	割合
障がいのある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供	24	24.5%
学校における福祉教育の充実	18	18.4%
障がいのある人の交流を通じた障がい者への理解の促進	14	14.3%
障がいのある人に対するボランティア活動やボランティア人材育成の支援	12	12.2%
障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発	10	10.2%
福祉施設の地域住民への開放や地域住民との交流機会の促進	8	8.2%
障がいのある人の地域活動への参加機会の促進	8	8.2%
その他	2	2.0%
障がいに関する講演会や学習会の開催	1	1.0%
未回答	1	1.0%
合計	98	

■策定の経過

期日	内容
令和2年7月2日	経営会議（策定方針の決定）
令和2年10月23日～11月13日	障がい者・障がい児アンケート調査
令和3年1月25日	宮古圏域障がい者自立支援協議会における協議
令和3年2月12日～2月26日	パブリックコメント
令和3年2月16日	経営会議（計画案の決定）
令和3年2月19日	議会（教育民生常任委員会）説明
令和3年2月25日	宮古市障害福祉推進委員会への説明
令和3年2月25日	庁内各課意見照会
令和3年3月2日	議会（教育民生常任委員会）意見回答

■宮古市障害福祉推進委員会

所属団体名称	役職名	氏名
社会福祉法人 宮古市社会福祉協議会	在宅福祉課長	伊藤 直子
医療法人正清会 三陸病院	医療福祉連携室長	芳賀 志津子
一般社団法人 岩手県訪問看護ステーション協議会	副会長	ガルシア 小織
宮古公共職業安定所	統括職業指導官	安藤 昇
岩手県立宮古恵風支援学校	副校長	石川 則子
非営利活動法人 宮古圏域障がい者福祉推進ネット	相談支援専門員	佐々木 大介
宮古市地域包括支援センター	主査兼社会福祉士	榊原 さおり
権利擁護センターぱあとなあ岩手	社会福祉士	坂本 心
宮古圏域障がい福祉サービス事業者連絡会	わかたけ学園園長	中村 猛
山口病院家族会	事務局	北村 昇二
宮古市身体障害者福祉会	会長	高橋 智
宮古手をつなぐ育成会	会長	齋藤 玲子
団体職員		名取 秀志

**第4期宮古市障がい者計画
第7期宮古市障がい者福祉計画
第3期宮古市障がい児福祉計画**

令和6年3月発行

発行 宮古市
編集 宮古市保健福祉部福祉課
〒027-8501
岩手県宮古市宮町一丁目1番30号
TEL 0193-62-2111
FAX 0193-62-7422